

『事林廣記』學校類（二）・家禮類（一）譯注

「元代の社會と文化」研究班

本篇では、前稿につづき、『事林廣記』「學校類」（二）および「家禮類」（一）の譯注を掲げる。底本には前回と同じく、國立公文書館

内閣文庫所蔵の元・至順刊本（内閣本）を用い、また臺灣故宮博物院所蔵の椿莊書院刊本（故宮本）、北京大學圖書館所蔵の元・後至元六年鄭氏積誠堂刊本（北大本）、慶應義塾大學圖書館所蔵の明・洪武二十五年刊本（洪武本）、臺灣國家圖書館所蔵の明・成化十四年劉廷賓刊本（成化本）によって校訂した。元・泰定刊本に據った日本の元祿十二年刊本（和刻本）には、今回の譯注に關係する項目はない。

一 本文は、原則として正體字にあらため、句讀を付し、また便宜上番號をつけた。關連記事によって訂正する場合は、誤字はその後に（ ）で正しいと思える推定字を示し、字を補う場合はへくで、削る場合は（ ）で該當する字を圍った。

二（校）には、『事林廣記』諸テキスト間の異同を記した。

三（關連記事）には、本文が基づいたと推定される、あるいは本文と同内容の記事を挙げた。

四（注）では、本文と關連記事の異同、および一部の語彙について説明した。

五 譯注の作成は、「學校類」（二）を承志が、「家禮類」（一）を水越知が擔當し、最後に金文京がまとめた。

學校類（後集卷六 承前）

（校）

○以下の「大元新降條畫」は、内閣本および成化本のみに見える。成化本が元の科擧制度に關する記録を収めるのは不可解であるが、兩者は内閣本が略字、成化本が正體字を多用する以外、誤字、脱字にいたるまですべて一致している。

（二二）大元新降條畫（元朝になって新たに公布された法令）

（一）中統二年六月聖旨

宣聖廟、國家歲時致祭。諸儒月朔、釋奠、^②宣令洒掃脩潔。今後禁約諸官員、使臣、軍馬、無得於廟宇內安下、或聚集理問詞訟及褻瀆飲

宴。管工匠官不得於其中營造。^①違者治罪。管內凡有書院、亦不得令諸人搔擾、使臣安下。

(譯)

中統二年(一二六一)年六月の聖旨

(孔子を祭る) 宣聖廟は、朝廷が毎年しかるべき時に祭を行なうことになっている。すべて儒者たちが月の一日の祭りと(春秋の)釋奠の儀式を行なう時には、よろしく清潔に掃除をさせるべきである。今後は、すべての官員や使臣、軍隊は、廟宇の内に泊まってはならないし、また人を集めて訴訟を處理したり、宴會を開いて冒瀆してはならない。工匠たちを管理する官人も、その中で建設工事を行なってはならない。違反者は處罰する。管内にあるすべての書院においても、人々をそこで騒がせたり、使臣を泊めたりしてはならない。

(關連記事)

1 『元史』卷四「世祖紀」中統二年六月乙卯(六日)

詔。宣聖廟及管内書院、有司歲時致祭、月朔釋奠。禁諸官員、使臣、軍馬毋得侵擾褻瀆。違者加罪。

2 『元史』卷一〇三「刑法志・祭令」

諸郡縣宣聖廟、凡官員、使臣、軍馬、輒敢館穀於內、有司輒敢聽訟宴飲於內、工官輒敢營造於內、並行禁之。諸書院同。

3 王惲『秋澗集』卷八二「中堂事記下」

(中統二年八月) 廿五日甲戌。都堂奉旨、諭各路宣撫司。宣聖廟、國家歲時致祭。如月朔、釋奠、宜恒令洒掃修潔。今後禁約諸官員、使臣、軍馬、毋得於廟宇內安下、或聚集理問詞訟、及褻瀆飲宴。管工匠官不得於其中營造。違者治罪。管內凡有書院、亦不得令諸人搔擾、使臣安下。

4 『元典章』三二禮部四「學校一・儒學・禁治搔擾文廟」

中統二年六月、欽奉聖旨。道與大名等路宣撫司并達魯花赤、管民官、(管)人匠打捕諸頭目、及軍馬、使臣等。宣聖廟、國家歲時致祭。諸儒月朔、釋奠、宜常令洒掃修潔。今後禁約諸官員、使臣、軍馬、無得廟宇內安下、或聚集理問詞訟、及褻瀆飲宴。管工匠不得於其中營造。違者嚴行治罪。管內凡有書院、亦不得令諸人搔擾、使臣安下。欽此。

5 『通制條格』卷二七「雜令・文廟褻瀆」は、平陽等路宣撫司并達魯花赤が受け取った聖旨で、關連記事3とほぼ同文。

6 『廟學典禮』卷一「先聖廟歲時祭祀禁約搔擾安下」は、「宣聖廟」を「先聖廟」とする以外、關連記事3、4とほぼ同文。

7 『元典章』三一禮部四「學校一・儒學」「崇奉儒教事理」至元三十一年七月 日、皇帝聖旨、諭中外百司官吏人等。孔子之道、垂憲萬世、有國家者、所當崇奉。曲阜林廟、上都大都諸路府州縣邑廟學書院、照依世祖皇帝聖旨、禁約諸官員使臣軍馬、毋得於內安下、或聚集理問詞訟、褻瀆飲宴、工役造作、收貯官物等。其瞻學地土產業、及貢土莊田、外人毋得侵奪、所出錢糧、供春秋二丁、朔望祭祀、及師生廩膳。

8 『通制條格』卷五「學令・廟學」は、關連記事7とほぼ同文。

9 『事林廣記』後集卷三「聖賢類・大元褒典」の引用は本項と同文。

(注)

(1) 宣聖廟—孔子廟を宣聖廟と呼ぶのは、前漢平帝、元始元年(紀元後一年)に孔子を褒成宣尼公、また唐玄宗、開元二十七年(七三九)に文宣王としたのに由來し、宣聖廟の呼び名は唐代に始まるようである。唐の李邕に、「兗州曲阜縣宣聖

廟碑銘并序」(『唐文粹』卷五十)がある。元では金の制度を受け、燕京に宣聖廟を立てた。『元史』卷七六「祭祀五・宣聖」に、「宣聖廟、太祖始置于燕京。至元十年三月、中書省命春秋釋奠。成宗始命建宣聖廟于京師、大德十年秋廟成、また『析津志輯佚』「學校」によれば、それは太祖成吉思汗の十七年(一二二二)、金の樞密院の跡に建てられたもので、のち太宗五年(一二三三)に國子學が附設された。

(2) 月朔―毎月一日に行なう告朔禮のこと。『元典章』卷三・禮部四「學校一・儒學」の「宣聖廟告朔禮」参照。

(3) 釋奠―「釋」は置く、「奠」は停める意で、供え物を神前に置いて祭ること。舍奠とも言う。古くは山川、廟社の祭祀および先聖先師を學校で祭る場合に行ったことが『周禮・春官』などに見えるが、後世では主に孔子に對する祭りを指す。唐以降は、春秋の二仲月(二月と八月)の上丁日(最初の丁の日)に行なうのが例であった。元では、『元史』卷四「世祖二」および卷七六「祭祀五・郡縣宣聖」に、「(中統二年)八月丁酉、命開平守臣釋奠于宣聖廟」とあるのが、もっとも早い例である。

(4) 不得於其中營造―これは、宣聖廟以外の別の用途のための建物を建ててはいけないという意味であろう。

(5) 書院―本來は私立の學校で、唐代に始まり、宋以降さかんとなるが、南宋の理宗以降、書院の長である山長の一部に官職を授けるようになる。元は南宋の制度を繼承して、至元二十八年に、書院の山長に禮部付身もしくは行省、宣慰司の割付を授けて、官學の體系に組み込んだ(『元史』卷八一「選舉一・學校」)。しかし中統二年の段階では、書院はな

お私學であり、軍隊の駐屯などで破壊されることが多かったようである。至元十二年、元軍が南京の明道書院を占領、破壊した時、書院の儒者の訴えによって修復されたことが、『至大金陵新志』卷九「儒籍」にみえる。元の書院については、徐梓『元代書院研究』(社會科學文獻出版社 二〇〇〇)参照。ただし關連記事7、8のように同内容の聖旨が重ねて出されていることから考えて、この禁令はあまり守られなかったと思われる。

(2) 至元六年四月聖旨節該。提刑按察司官所至之處、勉勵學校、宣明教化。山東東西道提刑按察司。欽此。

移文各路、遍下所屬、如遇朔望、長次以下正官、同首領官率領僚屬吏員、俱詣文廟燒香。禮畢、從學官、主善詣講堂、同諸生并民家子弟願學者、講議經史、更相授受。又令所在鄉村鎮店、選擇有德望學問可爲師長者、於百姓農隙之時、如法訓導、使長幼皆聞孝悌、忠信、廉恥之言。

(譯)

至元六年(一二六九)四月の聖旨の節該に、「提刑按察司の官は、行く先々で學校教育を獎勵し、教化を宣明すべきである」。山東東西道の提刑按察司は、この聖旨を欽め。

文書を各路に送り、所屬する(州縣に)に遍く通達して、一日と十五日には、長官、次官以下の正規の官人が、首領官とともに僚屬の吏員を率いて、ともに文廟に詣でて燒香し、その儀禮が終われば、學官と主善にしたがって講堂に赴き、學校の生徒と民間の子弟で勉學を希望する者とともに、經史の内容を講論し、互いに學習させる。また管内の鄉村鎮店に命じて、德行と名望があって、師とな

れるほどの學問を身につけた者を選ばせ、農閑期に人民をしかるべく教育して、老いも若きもみな孝悌、忠信、廉恥についての言葉を聞くようにする。

(關連記事)

1 『元典章』卷三「禮部四」學校一・儒學・朔望講經史例

至元六年四月、中書省欽奉聖旨、定到條畫內一款節該、提刑按察司官、所至之處、勸課農桑、問民疾苦、勉勵學校、宣明教化。若有利害、可以興除者、申臺呈省。欽此。除遵依外、切詳、政有似緩而實急者、學校是也。蓋學校者、風化之本、出治之源也。照得、隨路雖有設立學官、其所在官司、例皆看同泛常、不爲用心勉勵、以致學校之設有名無實。由是吏民往往不循禮法、輕犯憲章、深不副朝廷肅清風俗、宣明教化之意。今移文各路、遍下所屬、如遇朔望日、長次以下正官、同首領官率領僚屬吏員、俱詣文廟燒香。禮畢、從學官、主善詣講堂、同諸生并民家子弟願從學者、講議經史、更相授受。日就月將、教化可明、人材可冀外、據所在鄉村鎮店、選擇有德望學問可爲師長者、於百姓農隙之時、如法訓導、使長幼皆聞孝悌忠信廉恥之言。禮讓既行、風俗自厚、政清民化、止盜息奸、不爲小補。

2 『廟學典禮』卷一「官吏詣廟學燒香講書」は關連記事1と同文。

3 『元典章』卷六「臺綱二」體察・察司體察等例

至元六年二月、中書省欽奉聖旨。教中書省、交與提刑按察司條畫者。欽此。省府擬到下項條畫、仰依奉施行。：一、所至之處、勸課農桑、問民疾苦、勉勵學校、宣明教化、若有不孝、不悌、亂常敗俗、豪猾兇黨、及公吏人等、紊煩官司、侵凌細民者、皆糾而繩之。若有利害、可以興除者、申臺呈省。

(注)

(1)

(2)

(3)

提刑按察司—元代の地方監察機構。金の按察司（もとは提刑司）にならって至元六年一月に設立、『元史』卷六「世祖紀」至元六年春正月癸丑に「立四道按察使」とある。四道は、『元史』卷八六「百官一・肅政廉訪司」によれば、山北東西道、河北河南道、山東東西道、河東陝西道。至元二十八年に肅政廉訪司に改稱され、その後、二十二道に置かれた。山東東西道提刑按察司—濟南に置かれ、管轄地域は、河間、濟南、大名、東平、益都。『元史』卷一六八「陳祐傳」、王惲「大元故中奉大夫浙東道宣慰使陳公神道碑銘并序」（『秋澗先生大全文集』卷五四）および『大元官制雜記』によれば、迷兒忽辛および陳祐が提刑按察使であった。なお『事林廣記』のこの項は、關連記事1、2を節略したもののだが、「山東東西道提刑按察司」は關連記事1、2に見えない。

欽此—聖旨の終わりに「此れを欽め」と締めくくる言葉。文書發給者の身分によって、「敬此」、「奉此」、「准此」、「承此」などを使い分けられた（田中謙二「元典章文書の構成」、「史學指南」諸此参照）。なおこの言葉の前に山東東西道提刑按察司という官司名が置かれるのは、『元典章』などにみえる文書の形式としては異例であるが、李逸友編『黑城出土文書（漢文文書卷）』（科學出版社 一九九一）には、「右付吳政宗准此」（八九頁）、「（亦集）乃路總管府准此」（一〇七頁）、「右割付亦集乃路總管府准（此？）」（一四九頁）などが頻見するので、元來はその前に送達先の官司名があったものと思われる。關連記事3によると、この聖旨および條畫は中書省から提刑按察司に通達されたものであり、『事林

廣記』の引用は山東東西道提刑按察司に通達されたものと考えられる。

(4)

移文各路「移文」は同等の官職間での文書のやりとり。関連記事3「下項條畫」の一つに、「一、提刑按察司移行、與宣撫司、往復平牒。各路三品官司、今故牒、回報牒早上」とあり、提刑按察司は宣撫司とは同等で、各路の總管府とは優位にたつて、文書を行移したことが分かる。提刑按察司と上路總管府はともに正三品の官司である。ここでは山東東西道提刑按察司、おそらくは提刑按察使の陳祐が、「若有利害、可以興除者、申臺呈省」すなわち興除すべき利害があれば、御史臺に上申して中書省に上呈せよとの要請に答えて、所屬の各路に通達して以下述べる「朔望講經史」などの件を実施するよう上申したものであろう。注(2)所掲の王惲の「神道碑」に、陳祐が提刑按察使となる前、衛輝路總管であった時のこととして、「復比干祠、大起孔子廟。暇則集諸生肄經史、以敦教本」、また山東東西道提刑按察使の時のこととして、「嘗以三本陳事、忠嘉剴切、反覆論列、至屢數千言。事雖不報、士論偉焉」とあり、彼が孔子廟の祭祀と教育に熱心で、かつその建議が受け入れられなかったことが分かる。

(5)

朔望朔日に宣聖廟で告朔禮が行なわれたことは、『元典章』卷三「禮部四・學校一・儒學」の「宣聖廟告朔禮」にみえる。また同「整治學校」の至大四年の聖旨に、「月一、十五、春秋二日、交祭祀者」とあり、陳祐のこの提議により、一日と十五日に祭祀が行われるようになったことがわかる。

(6) 正官「『吏學指南』「官稱」に「正官、謂諸司爲頭之官也」とある。

(7)

首領官「正官と胥吏の間にあって、官を助け、胥吏を監督する職。經歷、知事、提控案牘、都目、吏目、典史などを指す。金に始まり元代を経て明代まで存続した。大島立子「元朝の首領官」『明代史研究』三〇(二〇〇二)参照。

(8)

主善「『元史』卷八一「選舉一・學校」に「諸教授皆從太醫院定擬、而各路主善亦擬同教授。皆從九品、『元典章』卷三「禮部五・學校二・醫學」の「設立醫學」に「所有主善一名俸給、及學校房舍、本處官司、照依舊例分付」、また王惲に「請陶教授主善疏」(『秋澗先生大全文集』卷七十)があり、教授職の一種のようであるが、詳細は不明。『尚書』「伊訓」に「德無常師、主善爲師」とあるのにもとづくであろう。

(9)

如法「金の『董解元西廂記』卷五に「結束得如法」などに見え、『宋元語言辭典』は「美好、妥善」と解する。

(3) 聖旨節該^①

古者學校、官爲廩給、養育人材。今來名儒凋喪、文風不振。民間應有儒士、都收拾見數、令高業儒人、轉相教授、攻習儒業、務要教育成材。其中選儒生、若有種田者、輸納地稅。買賣者、出納商稅。其餘差發、並行蠲免。

(譯)

聖旨の節該に「昔の學校では、政府が學生に生活費を支給することとで、人材を養育した。現在、名儒と呼ばれた人たちが死んでしまひ、文風は振るわない。そこで民間のすべての儒士をみないだけ集めて、學問のレベルの高い儒者が交替で教授して、儒學を學習させ、必ず立派な人材を養成せよ。試験に合格した儒生で、農地

を耕す者は地税を納め、商賣をする者は商税を納めるが、それ以外の税金はすべて免除する」とある。

(関連記事)

1 『元史』卷八一「選舉一・科目」

(太宗) 九年秋八月、下詔令斷事官朮忽憐與山西東路課稅所長官劉中、歷諸路考試。以論及經義詞賦分爲三科、作三日程、專治一科、能兼者聽。但以不失文義爲中選。其中選者、復其賦役、令與各處長官同署公事。得東平楊英等凡若干人、皆一時名士。而當世或以爲非便、事復中止。

2 『廟學典禮』卷一「選試儒人免差」

丁酉年八月二十五日、皇帝聖旨、道與呼圖克、和塔拉、和塘、諤魯、博克達扎爾固齊官人每。自來精業儒人、二十年間學問方成。古昔張置學校、官爲廩給、養育人才。今來名儒凋喪、文風不振。所據民間應有儒士、都收拾見數。若高業儒人、轉相教授、攻習儒業、務要教育人材。其中選儒士、若有種田者、輸納地稅。買賣者、出納商稅。開張門面營運者、依行例供出差發。除外、其餘差發、並行蠲免。(因) 此上委令斷事官蒙格德依與山西東路徵收課程所長官劉中、遍(行) 諸路一同監試。仍將論及經義、詞賦、分爲三科、作三日程試、專治一科爲一經、或有能兼者(聽)。但不失文義者爲中選。其中選儒人與各住處達嚕噶齊、管民官一同商量公事勾當者。隨後照依先降條理、開闢舉場、精選入仕、續聽朝命。准此。

3 『廟學典禮』卷二「左丞葉李奏立太學設提舉司及路教選轉格例儒人免差」は、関連記事2の節略。

4 王惲『秋澗先生大全文集』卷九一「定奪儒人差發」
照得丁酉年欽奉聖旨節該。中選儒生、若種田者、輸納地稅。買

賣者、出納商稅。開張門面營運者、依行例供出差發。其餘差發、並行蠲免。

5 『元典章』三十一禮部四「學校一・儒學」「秀才免差役」

至元二十五年十一月 日、皇帝聖旨、據尙書省奏、江淮等處秀才、乞免雜泛差役事。准奏、今後在籍秀才、做買賣納商稅、種田納租稅、其餘一切雜泛差役、並行蠲免。

(注)

(1) 聖旨節該—この聖旨は、関連記事1が述べる太宗九年に一回だけ行なわれた試験についてのものである。この時の科目である策論、經義、詞賦の三科は、金の制度を踏襲したものである。

(2) 令—関連記事2では「若」に作る。それなら、「もしレベルの高い儒者が、交互に教育し」という意味になる。

(三) 科舉詔

○以下は、仁宗の延祐元年(一三二四)から二年にかけて元朝で初めて實施された科舉に關して出された二通の文書(1と2)である。その經緯と文書の關係を簡單に述べると、まず前の年の皇慶二年十月二十三日以前に、中書省により科舉實施のための上奏がなされ、「詔書を閱讀して行なえ」という聖旨があった。それを受けて、中書省が詔書およびそれに伴う實施細目を上奏して皇帝の裁可を得た。これが(1)のAである。ついで十一月十八日に、詔書および實施細目が正式に公布された。それが(2)のABである。しかしこの時には科舉實施の大綱(三年に一度の實施、蒙古、色目人と漢人、南人に分けて行なうこと、および科目など)が決まっただけで、鄉試の實施場所、合格者数など具體的な事案は決

めることができず、細則の最後に「郷試處所并其餘條目、命中書省議行」と記すことで、問題を先送りした。おそらく朝廷内に科擧に對する反對意見があったためであろう。そのため中書省は後日、十月二十三日の上奏(1のA)および(2)のBの最後の項目を再度引用し、場所や合格者数など具體的な實施項目を定めた。これが(1)のBである。その時期は、これに關する中書省の咨を行省が受け取ったのが延祐元年二月三十日であった(關連記事4)ことからして、延祐元年の初めであろう。

つまり(1)と(2)との前後關係は、(2)が先で(1)が後であり、『事林廣記』の引用が順序を逆にしたのは、おそらく冒頭の十月と十一月という月の前後によると思われる。これは『事林廣記』だけの誤りではなく、『通制條格』(關連記事3)は、『事林廣記』と文書の順序が同じで、文字もほぼ等しい。これに對して、『元典章』(關連記事4)および『三場文選』(關連記事5)では、(2)(1)と正しい順序で文書を掲載しており、また『事林廣記』と『通制條格』では省略された文章も載せている。特に『三場文選』には、十月二十三日の上奏を行なった中書省のメンバーの人名が載っている點が貴重である。よってこの間の經緯を考えるためには、『三場文選』がもっとも重要な資料であるといえよう。なお『元史』の「選舉志一・科目」は、以上の文書を(1)のA(ただし直譯體を漢文體に改めたもの)、(2)のAB、(1)のBと時系列に沿って配列している。

①

A 皇慶二年十月、中書省奏。爲科擧的上頭、前日奏呵、開讀詔書行者、麼道聖旨有來。俺和翰林院官人每一同商量、立定檢目來。聽讀

過、又奏。爲立科擧的、俺文卷裏照呵、世祖皇帝、裕宗皇帝幾遍教行的聖旨有來。成宗皇帝、武宗皇帝時分、貢擧的法度也交行來。上位根底合明白題說。如今不說呵、後頭言語的人有去也。學秀才的、經學、詞賦是兩等。經學是說脩身、齊家、治國、平天下的勾當、詞賦的是吟詩、課賦、作文的勾當。《自隋》唐以來取人專尙詞賦、人都習學的浮華了。罷去詞賦的言語、前賢也多曾說來。爲這上頭、翰林院、集賢院、禮部先擬、德行明經爲本、不用詞賦來。俺如今將律賦、省題詩、小義等都不用、止存留詔誥、章表、專立德行明經科。明經內四書、五經、以程子、朱晦庵注解爲主。是格物致知、脩己治人之學。這般取人呵、國家後頭得人材去也。奏呵、說的是有、依着您這定擬來的詔書裏行者、麼道聖旨了也。欽此。

(譯)

科擧の詔

皇慶二年(一三三三)十月、中書省が奏上した。

科擧のために、前日に奏上したところ、「詔書を開讀して行え」という聖旨が有りましたので、私どもは翰林院の官人たちと共に相談して、上奏すべき項目を定めました。それを皇帝陛下に讀んでお聞かせし、また奏上しました。

科擧を行なうために、私どもが過去の文書を調べたところ、世祖皇帝、裕宗皇帝(皇太子の眞金)におかれましても、行えという聖旨を何度も出しておられます。成宗皇帝、武宗皇帝の時には、貢擧の法も實施いたしました。このことを陛下にはっきりと申し上げねばなりません。今申し上げねば、後で意見を言う者がおりましよう。秀才の勉強をする者には、經學と詞賦の二種類があります。經學は、脩身、齊家、治國、平天下を説くものであります。詞

賦は、詩を吟じ、賦を課し、文章を作ることです。隋唐以來、人材を選ぶには専ら詞賦を尙んだために、人々の勉強ぶりはみな浮ついたものになってしまいました。詞賦をやめようという意見は、過去の賢人たちも多く申しております。そのために、翰林院、集賢院、禮部がまず相談して、德行と明經を基本とし、詞賦を用いないことにいたしました。私どもは今、律賦、省題詩、小義等をみな廢止して、ただ詔語、章表のみを残して、専ら德行明經科のみを立てようと思います。明經内の四書と五經は、程子（程頤）、朱晦庵（朱熹）の注解を以て主といたします。これは格物致知、己の身を修め、人々を治める學問であります。このように人材を選ばば、朝廷は將來、立派な人材を得ることができましょう。

このように奏上したところ、「お前たちの言うとおりだ。お前たちが擬定した詔書のとおりに行なえ」と聖旨があった。此を欽め。（こうして決めた項目を奏上して認可され、詔書を下して各地で開讀したが、その中の一つの項目に、「鄉試を行なう場所およびその他の項目については、中書省に命じて議定、實行させよ」とあったので）今、遵守すべき各々の條目を以下に列舉する。

（關連記事）

1 『元史』卷二四「仁宗・皇慶二年（一二三三）」

冬十月己卯（二十三日）、敕中書省議行科舉。…（十一月）甲辰（十八日）行科舉詔、以皇慶三年八月、天下郡縣興其賢能者、充貢有司。次年二月會試京師。中選者親試於廷、賜及第出身有差。帝謂侍臣曰、朕所願者、安百姓以圖至治。然匪用儒士、何以致此。設科取士、庶幾得眞儒之用、而治道可興也。

2 『元史』卷八一「選舉一・科目」

至仁宗皇慶二年十月、中書省臣奏、科舉事、世祖、裕宗纍嘗命

行。成宗、武宗尋亦有旨。今不以聞、恐或有沮其事者。夫取士之法、經學實修已治人之道、詞賦乃摘章繪句之學。自隋唐以來、取人專尙詞賦、故士習浮華。今臣等所擬將律賦、省題詩、小義皆不用、專立德行明經科。以此取士、庶可得人。帝然之。十一月乃下詔曰…。

3 『通制條格』卷五「學令・科舉」は、『事林廣記』と同文。

4 『元典章』三一禮部四「儒學・科舉程式條目」

延祐元年二月三十日、行省准中書省咨、皇慶二年十月二十三日奏、爲科舉的上頭、前日奏呵、開讀詔書行者。麼道、聖旨有來。俺與翰林院官人每、一同商量、立定檢目來。聽讀過、又奏爲立科舉的、俺文卷照呵、世祖皇帝、裕宗皇帝、幾遍交行的聖旨有來。成宗皇帝、武宗皇帝時分、貢舉的法度也交行來。上位根底、合明白題說、如今不說呵、後頭言語的人有去也。學秀才的、經學詞賦是兩等、經學是說修身齊家治國平天下的勾當、詞賦的是吟詩和賦作文字的勾當、自隋唐以來、取人專尙詞賦、人都習學的浮華了。罷去詞賦的言語、前賢也多曾說來。爲這上頭、翰林院、集賢院、禮部先擬、德行明經爲本、不用詞賦來。俺如今將律賦、省題詩、小義等都不用、止存留詔語章表、專立德行明經科。明經内、四書五經以程氏、朱晦庵註解爲主。是格物致知、脩己治人之學。這般取人呵、國家後頭得人才去也。奏呵、說的是有。依着恁這定擬來的詔書裏行者。麼道、聖旨了也。欽此。擬議到考試程式、各各條目、已經奏准、頒降詔書、差官分道前去各處開讀外、照得欽奉詔書内一款、鄉試處所并其餘條目、命中書省議行。欽此。除外、今將合關防各各條目、開坐前去、咨請依上施行。

5 『類編歷舉三場文選』（靜嘉堂文庫所藏元刊本）「聖朝科舉進士

程式」

中書省奏准試科條目。皇帝聖旨裏、中書省皇慶二年十月二十三日、拜住怯薛第二日、嘉禧殿有時分、博兒赤答失蠻丞相、哈刺赤燕帖木兒知院等有來。章閭平章、八刺脫因右丞、阿里海(ト)牙左丞、許參政、薛參政、薛忽都牙里參議奏、爲科舉的上頭、(以下は關連記事3と同文)

(注)

(1) 十月—關連記事1、4、5により、二十三日と分かる。また關連記事5によって、この時の中書省上奏の狀況がさらに具體的にうかがえる。(注) 19、20参照。

(2) 開讀詔書—各地に使者を派遣して、皇帝の命令である詔書を讀んで聞かせること。なお皇帝の言葉をもそのまま記録し、蒙文直譯體にした者を聖旨、臣下が漢文體で代筆したものを詔書という。松田善之「元代の命令文書の開讀について」『東洋史研究』第六三卷第四號 一一〇〇五 参照。

(3) 翰林院—翰林國史院。國史の編纂、制誥の草案作り、文廟の祭祀などを掌る。山本隆義「元代に於ける翰林學士院について」『東方學』十二 参照。なおこの時、程鉅夫が翰林學士承旨であった。

(4) 檢目—『金史』卷一一四「白華傳」に、「國制、凡樞密院上下所倚任者名奏事官、其目有三。一曰承受聖旨、二曰奏事、三曰省院議事、皆以一人主之。…奏事者、謂事有區處當取奏裁者殿奏、其奏每嫌辭費、必欲言簡而意明、退而奉行、卽立文字謂之檢目。省院官殿上議事、則默記之、議定歸院、亦立檢目呈覆」とあり、これによると「檢目」とは、皇帝に上奏すべき事柄をあらかじめ書いた文章である。おそらく箇條

書きにして皇帝の點檢を受けるという意味で、そう言うのである。『元典章』十四吏部卷八「公規二・案牘」の「明立檢目不得判送」に「凡有所行公事、擬合依例明立檢目、首領官書完、然後行移」、同「行移・咨文簽省不簽」に、「今後行省凡咨都省咨文、簽事止押檢目」などと見え、役所間で行移する文章の草案をも檢目といったらしい。ここでは、科舉實施の詔書および細目を皇帝に上奏するためのものであろう。

(5)

聽讀—『元典章』新集「軍制・整治軍兵・軍中不便事件」に「將他言着十件勾當、俺衆人議擬定、皇太子根底聽讀了啓」などの例からして、擬定した事柄(これが檢目であろう)を皇帝などの面前で讀んで、確認を求めることと思える。

(6)

爲立科舉的—この後に「上頭」を補うべきか。世祖皇帝、裕宗皇帝聖旨—で世祖至元四年に王鶚らが科舉の實施を乞うたこと、また同十一年に裕宗の令旨によって進士科の制度を決めたことなどを指す(『元史』卷八一「選舉一・科目」)。

(8)

貢舉的法度—『元史』卷八一「選舉一・學校」に「成宗大德八年冬十二月、始定國子生。蒙古、色目、漢人、三歲各貢一人」、また「武宗至大四年秋閏七月、定生員額二百人、冬十二月復立國子學試貢」とある。

(9)

後頭言語的人有去也—關連記事2に「恐或有沮其事者」とあるのと同趣旨であろう。

(10)

經學、詞賦—科舉を經義と詞賦とに分けるのは、南宋の制度。『事林廣記』「學校類」(十二)「公試」の項参照。

(11)

自隋—關連記事2以下によって補う。

(12)

罷去詞賦的言語、前賢也多曾說來——科舉の科目から詞(詩)賦を除いたのは、北宋の王安石で、王安石の新法に反対した司馬光も、この点については王安石に賛成している。また南宋では朱熹が同じく詩賦の廢止を主張している。『宋史』卷一五五「選舉一」参照。

(13)

集賢院——學校の監督、儒教、道教、陰陽祭祀、占いなどを掌る。藤島建樹「元の集賢院と益政院」(『東方宗教』三八)、櫻井智美「元代集賢院の設立」(『史林』八三—三)参照。この前年に李忻が集賢院大學士となっている。また禮部侍郎の張養浩は、科舉實施に際して知制舉となった。

(14)

律賦——唐宋金代の進士試験科目。平仄を合わせた駢體で八韻の賦。その實例と作法は南宋の『聲律關鍵』にみえる。許結「鄭起潛『聲律關鍵』與宋代科舉八韻律賦叙論」(『中華文史論叢』七十四輯)参照。

(15)

省題詩——これも唐宋金代の進士試験科目で、六韻の近體詩、すなわち排律を言う。その實例は、南宋の林希逸「竹溪虜齋十一葉續集」卷十七「省題詩」にみえる。

(16)

小義——小經義のこと。小經は大經に對するもので、宋では『論語』と『孟子』をいう。南宋の趙升「朝野類要」卷二「舉業・治經」に、「春秋兼三傳、易、書、詩、二禮、各以一經。仍各兼語、孟、謂之小經」、同じく「三場」に、「第一場本經義三道、小經義各一道、計五道。若詩賦八、八韻賦一道、省題詩一首。第二場論一道。第三場策三道」とある。なお和刻本『事林廣記』丁集卷四「速成門」に引く王日休「速成法」に、「作大經義法」、「作小經義法」、「小經義格式」など、科舉同案の作成要領が述べられている。

(17)

德行明經科——科舉の科目を一つのみに統一したのは元からで、明清に受け繼がれた。

(18)

各各條目——關連記事4、5によって、以下の條目は、皇慶二年十月の段階で出されたものではなく、次項(二)で述べる十一月の詔書が出された後、その中の最後の項(8)に、「鄉試處所并其餘條目、命中書省議行」とあるのを受けて、さらに決められた細則であることが分かる。『事林廣記』および『通制條格』には省略がある。

(19)

拜住怯薛第二日——怯薛(ケシユク)は、モンゴル貴族、功臣の子弟からなる大カーンの宿衛。四つの怯薛があり、輪番で皇帝の身邊に仕えた。拜住は元初の功臣、木華黎の子孫で、代々第三怯薛の長であり、その宿直日は、寅、卯、辰の三日である。この上奏が行なわれた十月二十三日(己卯)は、まさにその當直の二日目に當たる。葉新民「關於元代的四怯薛」(『元史論叢』第二輯)および陳高華論文(參考文獻)参照。

(20)

博兒赤答失蠻丞相、哈刺赤燕帖木兒知院——博兒赤と哈刺赤は、怯薛の職名で、それぞれ厨子(料理人)と門番を指す(韓儒林「元朝史」第四章第四節「軍事制度・宿衛和鎮戍制度」)。答失蠻は、仁宗の時の宣徽院使(黃潛「金華黃先生全集」卷二四「宣徽使太保定國忠亮公神道碑」)、また燕帖木兒は同じく宣徽院同知(『元史』卷一三八)であった。宣徽院は、「掌供玉食」(『元史』卷八七「百官三」)すなわち皇帝の食事を掌る。黃潛の「神道碑」には、「成宗賓天、公北還武宗皇帝於野馬川、歸正宸極」、また燕帖木兒の傳には「武宗鎮朔方、宿衛十餘年特愛之」とあり、この二人はいずれも

武宗の擁立に功績のあった人物で、燕帖木兒は後の文宗時期の権力者となる。ただし蒼失蠻をここで丞相と呼んでいるのは不審である。丞相はモンゴル人によくあるただの呼稱か。

(21) 章閭平章以下『元史』卷一二「宰相年表」皇慶二年の項によれば、この年十月の宰相は、右丞相は禿忽魯、左丞相は阿散、平章政事は章閭、烏伯都剌、右丞は八剌脫因、左丞は阿卜海牙、參知政事は許師敬、薛居敬であった。これによって、阿里海牙は阿卜海牙の誤り、許參政は許師敬、薛參政は薛居敬と分かる。參議の薛忽都牙里は不明。

B

① 一 郷試^①

中選者各給^②解^③、錄連取中^④科文、行省所轄去處、移咨都省、送禮部。腹裏宣慰司及各路關申禮部。拘該監察御史、廉訪司依上錄連科文、申臺轉呈都省、以憑照勘會試。

八月二十日

蒙古、色目人試經問五條。

漢人、南人明經。經疑二問、經義一道。

二十三日

蒙古、色目人試策一道。

漢人、南人古賦、詔誥、章表内科一道。

二十六日

漢人、南人試策一道。

(譯)

一、郷試。合格した者には各々證明書を發給し、合格答案を記録、添付して、行省が所轄する地域では、中書省に送付して、さらに禮部

に送る。腹裏(中書省が直接統治する華北地域)の宣慰司及び各路は直接、禮部に送る。またこれらの地域に該當する監察御史(廉訪司のない地域)および廉訪司は、上と同じ要領で合格答案を記録、添付して、御史臺、行御史臺を通じて中書省に送り、會試での検査のための證明とする。

八月二十日

蒙古人、色目人は、經問五條の試験。

漢人、南人の明經は、經疑二問と經義一問。

二十三日

蒙古人、色目人は策一題を試る。

漢人、南人は、古賦、詔誥、章表の内から一題を科す。

二十六日

漢人、南人は、(經史または時務)策一題。

(關連記事)

1 『元史』卷八一「選舉一・科目」(以下②まで同じ)

2 『通制條格』卷五「學令・科舉」(同上)

3 『元典章』卷三「禮部四」儒學・科舉程式條目」(同上)

4 『三場文選』「聖朝科舉進士程式」(同上)

5 宋・劉應季『新編事文類聚翰墨全書』(「四庫全書存目叢書」子部類書類收明初刊本) 辛集卷九「科舉門・中書省續降條畫皇慶

二年」(同上)

6 『元婚禮貢舉考』(元代史料叢刊『廟學典禮』附)「中書省續降條畫」(同上)

(注)

(1) 郷試―地方試としての郷試、および中央試の會試の名は金に始まり、明清に受け継がれる。

(2) 給—關連記事3は、「各」に誤る。

(3) 解據—郷試の合格者に發給される證明書。その書き方は、關連記事4に收める「解據式」にみえる。

(4) 宣慰司—元初の戰時體制下の官として軍民雙方を管轄するために各地に設けられたが、至元十五年以降、軍政と民政が分離するにつれ、行省の配下に組み込まれた。史衛民「元朝前期の宣撫司與宣慰司」(『元史論叢』第五輯)参照。ここでは腹裏にある山東東西道(益都路)と河東山西道(大同路)の宣慰司を指す。

(5) 監察御史—後に述べるように、廉訪司のないところでは監察御史が行なう。行省、宣慰司、路などの行政系統とは別に、監察機關も答案を送ることによって、不正を防止するのであろう。

(6) 蒙古、色目人—兩者をあわせて右榜とし、一緒に採點する。

(7) 漢人、南人—それぞれ舊金朝支配下および舊南宋支配下の人々。あわせて左榜とする。

②—會試。次年省部依郷試例、於二月初一日試第一場、初三日第二場、初五日試第三場。

(譯)

一、會試。(郷試の行なわれた翌年)中書省と禮部が郷試と同じ要領で、二月一日に第一場、三日に第二場、五日に第三場を行なう。

(注)

(1) 初三日第二場—關連記事2は、「初二日第三日第二場」に誤る。なお會試の試験場は、關連記事4などにみえる規定によると、翰林院東の至公堂であった。

③—御試。三月初七日。前期奏委考試官二員、監察(試)御史二員、讀卷官二員、入殿庭考試。每舉子〇(一)人委怯薛歹一人看守。漢人、南人試策一道、限一千字以上成。蒙古、色目人時務策一道、限五百字以上成。

(譯)

一、御試(殿試)は三月七日に行なう。その前に皇帝に上奏して考試官二名、監試御史二名、讀卷官二名を任命し、殿中に入って試験を行なう。受験生一名ごとに怯薛歹(皇帝の宿衛、ゲシユク)一人が見張りをする。漢人、南人は試策一問、一千字以上の答案に限って合格とし。蒙古、色目人は時務策一問で、五百字以上を合格とする。

(注)

(1) 監察—關連記事3、4、5は監試とする。關連記事1、2は監察。監察御史が監試御史になるのであろう。關連記事1には、「諸監試官掌試院事、不得干預考校」とある。

(2) 殿庭—『元史』卷八一「選舉一・科目」によれば、御試の試験場は翰林國史院であった。

(3) —關連記事によって改める。

(4) 一千字以上成—實際には、御試では順番をつけるだけで、不合格者は出さない。

④—選考試官

行省與宣慰司郷試。有行臺去處、行省官與行臺官一同商議選差。如不拘廉訪司去處、行省官與監察御史選差。山東、河東宣慰司、眞定、東平路、同本道廉訪司選差。上都、大都從省部選差。在內監察御史、在外廉訪司官一員監試。

每處差考試官、同考試官各一員、並於見任并在閑有德望文學常選官內選差。彌封官一員、謄錄官一員、選廉幹文資正官充。謄錄試

卷并行移文字、皆用朱筆書寫、仍須設法關防、無致容私作弊。

省部會試。都省選委知貢舉、同知貢舉官各一員、考試官四員、監察御史二員、彌封、謄錄、對讀官、監門等官各一員。

(譯)

一、試験官の選考

行省と宣慰司の郷試。行御史臺のある地方では、行省官と行臺官がいっしょに相談して決める。廉訪司が管轄しない地域では、行省官と監察御史が選ぶ。山東、河東宣慰司と眞定、東平路では、その道の廉訪司とともに選ぶ。上都、大都では中書省と禮部が選ぶ。内(首都地域)では監察御史が、それ以外の地域では廉訪司官それぞれ一名が試験を監督する。

いずれの地域も、考試官、同考試官各一員を任命するが、みな現任および退官した徳望と學問のある常選官の内から選ぶ。彌封官(答案に封をする係)一員、謄錄官(答案を寫す係)一員は、廉潔で有能な文資正官から選ぶ。答案を寫す場合と文書を他の官廳に送る場合は、いずれも朱筆で書き、さらに不正防止の方法を講じて、情實による不正がないようにする。

(注)

禮部での會試では、中書省が知貢舉、同知貢舉官各一員、考試官四員、監察御史二員、彌封、謄錄、對讀官、監門等官各一員を選ぶ。

(1) 有行臺去處—行御史臺には、陝西行臺と江南行臺がある。

陝西行臺は延祐元年九月にいったん廢止され、二年にまた置かれていた(『元史』卷二五「仁宗二」)が、この規定ができた時にはまだあったであろう。

(2) 不拘廉訪司去處—肅政廉訪司は中央の御史臺配下に八道、江南行御史臺配下に十道、陝西行御史臺配下に四道、計二

十二道ある(『元史』「百官二」)。ただしその正確な管轄領域はわからない点が多いので、むしろこの記事によって行省の中に肅政廉訪司が置かれていない地域があることがわかる。それはおそらく邊境地域である嶺北行省(モンゴル)、遼陽行省および征東行省(高麗)であろう。關連記事1では、「選考試官。行省與宣慰司及腹裏各路、有行臺及廉訪司去處、與臺憲官一同商議選差。上都大都從省部選差」とあって、廉訪司のない地域についての記述はない。

(3)

本道廉訪司—山東、河東宣慰司については、それぞれ山東東西道廉訪司(濟南路)と河東山西道廉訪司(冀寧路、眞定路)については燕南河北道廉訪司(眞定路)。東平路はやはり山東東西道廉訪司の管轄であった(前掲2の注2参照)。

(4)

在内、在外—この内外がなにを意味するのか曖昧である。首都で行なわれる御試、會試ではいずれも監察(試)御史二名が監督にあたるので、ここでも大都路、上都路の首都では監察御史が、それ以外の地域では廉訪司が擔當するといふことか。ただしそれでは前述の行省の中で廉訪司のない地域はどうなるのか不審である。

(5)

常選官—『元典章』八吏部卷二「官制二・承蔭」の「整治驟陞品級」に、「常選裏人每循着資格、兩考、三考才得陞轉。

這等僥倖人每、白身裏做三品、四品、雖是不入常調、各投下、各衙門委付呵、是一般受了國家宣敕」とあり、常選とは決められた陞轉規則にそって段階を踏んで官についた者、皇帝の特命などでいきなり任官したのではない者をいう。

(6)

文資正官—品階をもった文官。

(7)

知貢舉—『元史』卷一七五「李孟傳」に、「延祐元年十二月

復拜平章政事。二年春、命知貢舉。及廷策進士、爲監試官」とあり、李孟が知貢舉であつた。李孟は仁宗に科舉實施の建議をした人物である。なお上記③の規定では、御試の監試官は監察御史であるはずであり、平章政事の李孟が務めるのは規定に合わない。

⑤一、鄉試。行省一十一處^①—河南、陝西、遼陽、四川、甘肅、雲南、嶺北、征東、江浙、江西、湖廣。

宣慰司二處^②—河東冀寧路、山東濟南路

直隸〈中書〉^③省部路分試四處

眞定路—河間路、保定路、順德路、大名路、廣平路、彰德路、衛輝路、懷孟路

東平路—濟寧路、曹州、濮州、恩州、冠州、高唐州、泰安州、德州、東昌路

大都路—大都、永寧^④路

〈上都路—上都 興和路〉^⑤

(注)

(1) 一十一處—關連記事4は「一十二處」に誤る。

(2) 河東冀寧路、山東濟南路—これは實際には、河東山西道宣慰司(大同路)と山東東西道宣慰司(益都路)およびそれぞれに隣接する冀寧路、濟南路のことである。

(3) 中書—關連記事4、5、6によって補う。

(4) 永平—關連記事3、4、5、6によって改める。永平は大都の北、永寧は四川にある。

(5) 上都路—關連記事2、3、4、5、6によって補う。

⑥一 天下選合格者三百人赴會試、於內取中選者一百人^①。內蒙古、色目、漢人、南人分卷考試、各二十五人。

○蒙古人取合格者七十五人—大都十五人^② 上都六人 河東五人 眞定等五人 東平等五人 山東四人 遼陽五人 河南五人 陝西五人 甘肅三人 嶺北三人 江浙五人 江西三人 湖廣三人 四川一人 雲南一人 征東一人

○色目人取合格者七十五人—大都十人^③ 上都四人 河東四人 東平等四人 山東五人 眞定等五人 河南五人 四川三人 甘肅二人 陝西三人 嶺北二人 遼陽二人 雲南二人 征東一人 湖廣七人 江浙十人 江西六人

○漢人取合格者七十五人—大都二十人 上都四人 眞定等十一人 東平等九人 山東七人 河東七人 河南九人 四川五人 雲南二人 甘肅二人 嶺北一人 陝西五人 遼陽二人 征東一人

○南人取合格者七十五人—湖廣二十八人 江浙二十八人 江西二十二人 河南七人

(譯)

全國から鄉試の合格者三百人を會試に赴かせ、その中から合格者百人を選ぶ。その内譯は、蒙古、色目、漢人、南人を別々に試験して、各々二十五人が合格者である。(以下略)

(注)

(1) 一百人—延祐二年(一二一五)の初めての會試の合格者は、實際には五十六名、うち右榜(蒙古、色目人)が十六名、左榜(漢人、南人)が四十名であつた。

(2) 大都十五人—關連記事3以下では、「大都一十五人」とする。「二」を補うべきである。以下も同じ。

(3) 十—關連記事4は、「二七」に誤る。

(4) 山東五人―關連記事4、5、6は、これと後の「河南五人」の順序を逆にしてゐる。

(5) 湖廣七人―關連記事3以下は、これと次の「江浙二十人」の順序を逆にする。

(6) 江西二十二人―關連記事4以下は、これと次の「河南七人」の順序を逆にする。

⑦一 鄉、會等試。許將禮部韻略^①外、餘竝不許懷挾文字。差搜檢懷挾官一員、每舉子^②一名、差軍一名看守。無軍人處、差巡軍。

(譯)

一、鄉、會試などでは、『禮部韻略』を持ち込むことを許す以外、そのほかの書物は持ち込んではいならない。隠し持っているかどうかを調べる係りを一名遣わし、また受験生一人につき軍人一名を監視につける。軍人がいないところでは、巡軍にやらせる。

(注)

(1) 禮部韻略―宋代官定の韻書。宋代でもその試験場への持込が認められていた。ただし元の科擧では、律賦、省題詩が廢止されたので、韻書を持ち込む意味はあまりなかったであろう。櫻井智美「『禮部韻略』與元代科擧」(『元史論叢』第九輯) 參照。

(2) 舉子―關連記事2以外は、すべて「舉人」とする。

(3) 巡軍―州府縣で盜賊取締りなどの任に當たる巡查。『元典章』卷五一刑部「防盜・設置巡防弓手・又」に「州、府驛路、設置巡防弓手。不以是何戶計、諸色人等、每一百戶内、取中戶一名充役。…中都巡軍、擬於侍衛親軍内、摘差四百人、與元設巡軍、一處應役」とあり、民間から百戶に一戶の割合で

徵發して役に當たらせた。

⑧一 提點撥掠^①試院。差廉幹官一員、度地安置席舍、務令隔遠。仍自試官入院後、常川妨職^②、監押外門。

(譯)

一、試験場整頓の點檢には、廉潔で有能な役人を一人派遣して、地面の廣さを測ってむしろの小屋がけをするが、できるだけ相互に遠くなるようにする。そのうえ試験官が入った後にも常にこの臨時の職務につとめ、人が入らないよう外門を監視する。

(注)

(1) 撥掠―收拾、整理すること。『元語言詞典』(上海教育出版社一九九八) 參照。

(2) 妨職―元來は職務を妨げることだが、ここでは本來の職務以外の臨時の仕事につくこと。元・宋鑒『燕石集』卷十二(四庫全書本)「吏部主事廳題名記」に、「員雖三、其一則四時遞妨職掌考功磨勘、是專主案牘、實爲員二」とあるのがその例。

⑨一 鄉、會等試、彌封、謄錄、對讀^①官下吏人、於各衙門從便差設。(譯)

一、鄉、會試などでの彌封、謄錄、對讀官配下の吏人は、各々の官司で自由に任命する。

⑩一 試卷不考格。犯御名、廟諱、偏犯者諱、及文理紕繆、塗注^②乙五十字以上。

(譯)

一、答案用紙の規格はずれ。皇帝の御名、廟號を犯した場合、ただし複數の字のうち一つだけ犯した者は許す。それから文法が誤っている者、また誤字を消したり、誤って漏れた字をあつて入れたり、轉倒した字を訂正した數が五十以上ある場合。

(1) 諒—關連記事はすべて「非」とする。それなら「不考格」に非ず、ということ。この一句は、前の部分の注であらう。

(2) 乙—『通制條格の研究譯注』は、「唐試士式」に、「字有遺脫、句其旁而增之曰乙」を引いて、脱漏した文字を傍に補うこととし、注は文字の解釋を付加することとする。しかし敦煌の寫本などでは、乙の略體である「レ」で上下を誤つて書いた字を訂正する場合が多い。脱漏を補うのも、解釋を付加するのも、文字を注入するという點では同じであるから、乙は上下轉倒した文字を訂正することであらう。

⑪一 謄錄所承受試卷、並用朱書謄錄正文、實計塗注乙字(字)數標寫、對讀無差、將朱卷逐旋送考試所。如朱卷有塗注乙字、亦皆標寫字數、謄錄官書押。候考試合格中選人數已定、抄錄字號、索上元卷、請監試官、知貢舉官、同考試官、對號開拆。

(譯)

一、謄錄所(答案を寫す所)は(封をした)答案を受け取ったら、すべて朱書で答案の本文を寫し取る。塗りつぶし、書き入れ、ひっくり返した字數をちゃんと數えて標記し、(もとの答案と寫したものを)讀み合せて間違いがなければ、朱で寫した方をすぐに考試所(採點所)に送る。もし朱で寫した方に塗りつぶし、書き入れ、ひっくり返した字があれば、やはりその字數を書いて、寫した

謄錄官が署名する。採點が済んで、合格者が決まると、合格者の番號を控えて、もとの答案をもらつてきて、監試官、知貢舉官、同考試官に番號を照合したうえで封を開くよう促す。

(注)

(1) 字—關連記事によって改める。

(2) 候—關連記事3以下は「俟」に作る。

(3) 考—關連記事3以下は「考」を脱する。

⑫一 舉人試卷、各人自備三場文卷并草卷各(人)一十二幅。於卷首書三代籍貫年甲。前期半月、於印卷所投納。置簿收附、用印鈴(鈴)縫訖、各還舉人。

(譯)

一、受験者の答案用紙は、各人が三場の答案と下書き用紙、それぞれ十二枚を自分で準備する。冒頭に曾祖父、祖父、父三代の本籍と年齢を書き、試験日の半月前に、印卷所に提出する。印卷所ではそれを帳簿につけて受け取り、合せ目に印を押してから、受験者に返す。

(注)

(1) 人—關連記事3、4には「人」の字がない。答案、下書きそれぞれが十二枚である。

(2) 鈴—關連記事によって改める。關連記事4、5、6にみえる規定によれば、會試の場合は表に、御試の場合は裏に印を押す。

⑬一 就試之日、日未出入場、黃昏納卷。受卷官送彌封所、撰字號、封彌訖、送謄錄所。

(譯)

一、試験當日は、日の出前に入場し、夕方には答案を提出する。答案を受け取る係りが答案を彌封所に送り、そこで字號をつけ、名前のところを封じて、臚錄所に送る。

(注)

(1) 撰字號—關連記事1の後の部分にみえる規定に、「以三不成字爲號標寫」(關連記事4の後の記事では「三」がない)とあり、暗號のようなものでつけたらしい。

⑭一 科擧既行之後、若有各路歲貢及保擧儒人等文字到部、並令還赴本鄉應試。

(譯)

一、科擧が施行された後に、もし各路から毎年の推薦および保證人から推薦を受けた儒者の文書が吏部に届いたら、彼等をすべて故郷に歸して受験させる。

(注)

(1) 歲貢—地方の各路から毎年決められた定員の吏人を中央官廳に推薦して任用する制度。『元史』卷八三「選舉三」の「歲貢」の項および『元典章』二二吏部卷六「吏制一・儒吏」の「隨路歲貢儒吏」参照。

(2)

保擧—官が吏人を推薦し、推薦された者の成績のよしあしによって賞罰を受ける制度。『元史』卷八三「選舉三」の「保擧」の項および『元典章』二二吏部卷六「吏制一・職官吏員」の「保擧官員書吏」、「廟學典禮」卷二「儒職陞轉保擧後進例」など参照。

⑮一 倡優之家及患廢疾、若犯十惡、奸盜之人、不許應試。

(譯)

一、倡妓、俳優の家系の者および廢疾を患う者、そして十惡、奸通、盜みを働いた者は受験できない。

(注)

(1) 廢疾—『吏學指南』卷五「老幼疾病」に、「廢疾、痴、啞、侏儒、腰脊折一肢疾也」とある。

(2) 十惡—『元史』卷一〇二「刑法」に、「謀反、謀大逆、謀叛、不道、大不敬、不孝、不睦、不義、內亂」とある。『事林廣記』別集卷三「刑法類」参照。

⑯一 擧人於試場內、毋得喧嘩。違者治罪、仍殿二擧。

(譯)

一、受験者は試験場で騒いではいけない。違反者は處罰し、受験資格を二回剝奪する。

(注)

(1) 仍殿二擧—關連記事2は、「仍殿二年」に誤る。

⑰一 擧人與考試官有五服內親者、自須回避、仍令同試官考卷。若應避而不自陳者、殿一擧。

(譯)

一、受験者が考試官と五服の喪服を着るべき親族關係がある場合は、自分から進んで回避し、(考試官が採點しないようにすべきである)。その場合には、同考試官に採點させる。もし回避すべきなのに申し出なかった者は、受験資格を一回剝奪する。

(注)

(1) 五服—斬衰、齊衰、大功、小功、緦麻の五種類の喪服。

(18) 一 郷試、會試、若有懷挾及令人代作者、漢人、南人居父母喪服應舉者、殿二舉。

(譯) 郷試、會試で、もし書物などを隠し持っていた者、他人に答案を代作させた者、漢人、南人で父母の喪に服していながら受験した者は、受験資格を二回剥奪する。

(注)

(1) 令人代作者—關連記事3、4、5、6は、「令人代作程文及代之者」とする。それなら代作と替え玉のこと。

(19) 一 國子監學歲貢生員及伴讀出身、竝依舊制、願試者聽。中選者於監學合得資品上、從優銓注。

(譯)

一、國子監學の歲貢生員と伴讀出身者は、いずれも以前の制度とおりであるが、受験を願う者は許可する。それで合格すれば、國子監の歲貢で當然得るべき品級の範囲内で、優先して任用する。

(注)

(1) 歲貢生員—『元史』卷八一「選舉一・學校」に、「武宗至大四年、定生員額三百人。冬十二月復立國子學試貢法。蒙古授官六品、色目正七品、漢人從七品」とある。歲貢によりこれらの品級に就く資格のある者が、もし科舉に合格すれば、その品級内で優先的によいポストに就けるのであろう。科舉合格者の場合、第三甲であれば正八品であるから、歲貢生員の方が上である。なお關連記事2は、誤ってこの條を

前の條につづける。

(2)

伴讀出身—同じく『元史』の「選舉一・學校」に、「武宗至大二年、定伴讀員四十人、以在籍上名生員學問優長者補之」とあり、國子學生のうちの成績優秀者をいう。また『元史』卷八七「百官三・國子監」に、「至元初以許衡爲集賢館大學士國子祭酒。…隨朝三品以上官得舉凡民之俊秀者、入學爲陪堂生伴讀」とあるのは、庶民の優秀な者が聽講する場合を言う。方齡貴『通制條格校注』は、この場合の伴讀出身を後者とする。『元典章』九吏部卷三「官制三・教官」の「諸教官選轉例」に、「國子伴讀、至元二十九年三月、定每年歲貢四人、二名充部令史、二名充府州教授」とある。ただし部令史、府州教授はともに流外の官であり、「中選者於監學合得資品上、從優銓注」とある點から考えて、國子伴讀も合格した場合は、歲貢生員の合格者と同じく從七品以上の官につけるのであろうか。なお關連記事4にみえる後至元六年の「科舉條畫」によれば、これ以降、國子監生員も會試を受けるように規定がかわり、そのための定員が全合格者百名中十八名設けられている。伴讀出身は大都の郷試を受験することになる。

(20) 一 別路附籍蒙古色目(蒙古、色目)、漢人、大都、上都有恒産、住經年深者、從兩都官司、依上例推舉就試。其餘去處冒貴者、治罪。

(譯)

一、別の路に戸籍を置いている蒙古、色目、漢人で、大都、上都に恒久的な財産があり、かつ長い間居住している者は、兩都の役所が先例によって推舉して試験を受けさせる。それ以外の地域で戸籍を僞った者は處罰する。

(注)

(1) 蒙古、色目—關連記事によって改める。

(2)

A 皇慶二年十一月、欽奉詔旨^①。惟我祖宗、以神武定天下。世祖皇帝設官分職、徵用儒雅、崇學校爲育才之^②地^③、設科舉爲取士之方、規模宏遠矣。朕以眇躬、獲承丕祚、繼志述事、祖訓是式。若稽三代以來取士、各有科目、要其本末、舉人宜以德行為直^④(首)^⑤。試藝則以經術爲先、詞章次之、浮華過實、朕所不取。爰命中書、參酌古今、定其條制。其於皇慶三年八月、天下郡縣與其賢者能者、充賦有司。次年二月、會試京師。中選者朕將親策焉。具行事件于後。

(譯)

皇慶二年十一月に欽奉した詔旨。それ我が祖宗は神武をもって天下を定めた。世祖皇帝は官を設け職を分かち、儒者を登用して、學校を人材育成の地とし、科舉を設けて士を選ぶ方法とされた。遠大な計畫であろう。朕は取るに足りない身をもって、偉大な皇位を受け継ぎ、先祖の志と事績を引き継いだからには、先祖の遺訓をこそ手本とせねばならない。さて考えてみるに(隋、唐、宋の)三代以來、士を選ぶには、それぞれ科舉の科目があるが、その本末となるとところを要するに、人材を推舉するには、よろしく德行をもって第一とし、學藝を試すには儒教の經學を優先させるべきであり、文學はその次である。それなのに文學のうわだけの華麗さが實質を凌駕してしまっているのは、朕の取らざるところである。そこで中書省に命じて、古今の沿革を斟酌して、その制度を定めた。それ皇慶三年八月に、天下の郡縣は賢者と能力ある者を擧げて、政府に推薦せよ。その翌年の二月に、都で會試を行い、合格

者は朕が自ら定めよう。行なうべき事柄を以下に記す。

(關連記事)

- 1 『元史』卷八一「選舉一・科目」(Bも同じ)
 - 2 『通制條格』卷五「學令・科舉」(同上)
 - 3 『元典章』卷三「禮部四」「儒學・科舉條制」(同上)
 - 4 『三場文選』「聖朝科舉進士程式」(同上)
 - 5 『抄白元降詔旨』上天眷命、皇帝聖旨。惟我…(以下同文) …皇慶二年十一月 日(同上)
 - 6 『新編事文類聚翰墨全書』庚集卷九「科舉門・皇朝科舉詔」(同上)
 - 7 皇慶二年、詔行科舉。皇慶三年八月、天下郡縣與其賢者能者、充賦有司。次年二月、會試京師。
 - 8 『元婚禮貢舉考』「皇慶科舉詔」は、關連記事と同文。
- (注)
- (1) 十一月—この詔は十一月十八日に發せられたので、それが受け取られたのは、むろんその後のことである。
 - (2) 欽奉詔旨—『元史』卷一七二「程鉅夫傳」に、「於是詔鉅夫偕平章政事李孟、參知政事許師敬、議行貢舉法。鉅夫建言、經學當主程頤、朱熹傳註。文章宜革唐宋宿弊。命鉅夫草詔」とあるのから見て、この詔を草したのは程鉅夫であろう。
 - (3) 地—關連記事によって補う。
 - (4) 設—關連記事はすべて「議」に作る。世祖時代の科舉建議は實行されなかったので「議」が正しいであろう。
 - (5) 首—關連記事によって改める。
 - (6) 皇慶三年—改元され延祐元年。

(7) 合行事件—これが(一)の關連記事4にいう「擬議到考試程
式、各各條目」である。

B

① 科場毎三歲一度開試。舉人從本貫官司、於路府州縣學及諸色
戶內推選年及二十五以上、鄉黨稱其孝悌、朋友服其信義、經明行修
之上。結罪保舉、以禮教(敦)遺、貢諸路府。其或徇私濫舉、并應
舉而不舉者、監察御史、肅政廉訪司體察究治。

(譯)

一、科場では三年ごとに一度試験を行なう。受験者は本籍地の役所
が、路府州縣の學校および各種の戶籍の人々から、二十五歳以上
で、郷里の人々がみなその孝悌を賞賛し、友人がその信義に篤い
ことを認め、經學に明るく素行の修まった人物を選んで、偽りが
あった場合は甘んじて處罰を受けるといふ文言とともにその人物
を推舉し、禮をもって手厚く路、府まで送りどける。もし情實に
よって濫りに推舉したり、當然推舉すべき者を推舉しなければ、
監察御史、肅政廉訪司が調査して處罰する。

(注)

- (1) 度—關連記事はみな「次」に作る。
- (2) 學—關連記事4は、「學」を脱する。
- (3) 諸色戶—元の戶籍制度では、僧道戶、儒戶、醫戶、軍戶、匠
戶など、職業によって異なる戶籍に分類されていた。陳高
華「元代戶籍制略論」(『元史研究論稿』中華書局 一九九
一) 参照。
- (4) 結罪保舉—推薦内容に偽りがあれば罪に服することを誓っ
て推舉すること。その實例は、和刻本『事林廣記』辛集卷十

「詞狀新式上・儒人赴試結保」にみえる。宋の制度を受け繼
いだもの。

(5) 敦—關連記事すべてによって改めた。

② 一 考試程式

蒙古、色目人

第一場經問五條。大學、論語、孟子、中庸內設問。義理精明、文辭
典雅爲中選。用朱氏章句、集注。

第二場策一道。以時務出題、限五百字以上。

漢人、南人

第一場明經

經疑二問。大學、論語、孟子、中庸內出題。並用朱氏章句、集注、
復以己意結之、限三百字以上。

經義一道、各治一經。詩以朱氏爲主、尚書以蔡氏爲主、周易以朱
氏、程氏爲主。已上三經、兼用古注疏。春秋許用三傳及胡氏傳。禮
記用古注疏。限五百字。以上不拘格律。

第二場古賦、詔誥、章表內科一道。古賦、詔誥用古體。章表參用古
體四六。

第三場策一道。經史、時務內出題。時務不矜華藻、惟述(務)直述、
限一千字以上。

(譯)

一、試験の形式

蒙古、色目人

第一場は、經文についての質問五條。大學、論語、孟子、中庸の内
からの設問。文章の内容、筋道がはっきりして、文辭が典雅なもの
を合格とする。朱子の章句、集注を用いる。

第二場は、第一題。時務について出題し、五百字以上書かねばならない。

漢人、南人

第一場は、明經。

經疑二題は、大學、論語、孟子、中庸の内から出題。みな朱氏の章句、集注を用い、さらに自分の意見をもって結ぶ。

經義一題は、五經のうちそれぞれ一經を治める。詩經は朱子の注にのっとり、尙書は蔡氏の注にもとづく。周易は朱子と程氏の注による。以上の三經は、古注疏を兼用してもよい。春秋は、三傳(公羊、穀梁、左傳)及び胡氏の傳を使用することを許す。禮記は古注疏を用いる。五百字以上。以上は平仄の規則にこだわらない。

第二場は、古賦、詔誥、章表の内から一題。古賦と詔誥は古文體、章表は古文と四六文を混せて作る。

第三場は、第一題。經史、時務の内から出題。時務は文辭の華麗さを誇らず、ただ直述につとめる。一千字以上書かねばならない。

(注)

(1) 經問—これには實例が残っていないが、おそらく四書について簡単な質問であろう。あとの策以下は、すべて『三場文選』などに當時の答案が載っている。

(2) 朱氏章句、集注—南宋、朱熹の『大學章句』、『中庸章句』、『論語集注』、『孟子集注』。

(3) 策—たとえば延祐二年の御試で、蒙古、色目人に出された策の内容は、「思得賢士大夫、與之共治」云々について、その方策を問うもの。この時の御試題は、集賢院侍讀學士であった趙孟頫が出題したもの(『松雪齋集』卷十「御試策題

皇慶二年)。

(4) 經疑—四書の別々の箇所における趣旨のやや異なる文句をあげて、それについての疑問を述べ、回答を求める問題。

(5) 經義—五經の一つを選択させ、その中の文句を敷衍させる問題。たとえば、延祐二年會試の『詩經』の經義題は、「思文后稷。克配彼天。立我烝民。莫匪爾極」(周頌・思文)であった(『三場文選・詩義』卷一)。なお以上の問題数などについての規定は、のち後至元六年、いったん廢止された科擧が再び行なわれた際に改定される(關連記事4に、その時の條書が見える)。

(6) 詩以朱氏爲主—朱熹の『詩集傳』。

(7) 尙書以蔡氏爲主—蔡沈の『書集傳』。

(8) 周易以朱氏、程氏爲主—朱熹『周易本義』、程頤『易傳』。また『程朱二先生周易傳義』は、延祐元年に翠巖精舍が刊行しているが(臺灣國家圖書館藏に覆元版がある)、これは科擧の準備のためであろう。

(9) 古注疏—唐の孔穎達『五經正義』を指す。

(10) 三傳及胡氏傳—穀梁傳、公羊傳、左氏傳と胡安國『春秋傳』。關連記事3は、「三」を「二」に誤る。

(11) 古賦—律賦に對して、平仄にとらわれず、韻も全文に踏む必要がない。漢代の賦を模したもの。延祐二年會試の古賦題は「辟雍賦」であった(『三場文選・古賦』卷一)。

(12) 詔誥—詔は皇帝の命令、誥は官吏任命の辭令。『三場文選』にみえる延祐元年、江浙鄉試の詔題は「擬漢令郡國舉孝廉詔」、誥は「擬唐處士陽城諫議大夫誥」であった。このように主に古代の人物に假託して作る。

(13) 章表—皇帝に奉る儀禮的な文章で四六文を多用する。延祐

元年、江浙鄉試の題は、「擬國子學大成殿產瑞芝賀表」。

(14) 務—關連記事によって改めた。

③一、蒙古、色目人願試漢人、南人科目、中選者加一等注授。

(譯)

一、蒙古、色目人で漢人、南人の科目の受験を希望する者は、合格すれば、當然得られる品階に一等を加えて任用する。

④一 蒙古、色目人作一榜、漢人、南人作一榜。第一名賜進士及第、從六品。第二名以下及第二甲、皆正七品。第三甲以下、皆正八品。兩榜竝同。

(譯)

一、蒙古、色目人を一つの榜(右榜)とし、漢人、南人を一つの榜(左榜)とする。第一名は賜進士及第で、從六品。第二名以下と第二甲はみな正七品。第三甲以下はみな正八品。兩榜とも同じである。

(注)

(1) 第一名賜進士及第—延祐二年會試の右榜第一は色目人の馬祖常、左榜第一は漢人の張起岩、ただし御試第一の狀元は蒙古人との決まりから蒙古人の護都沓兒となり、馬祖常は第二であった。なお第一甲は左右榜各々三人、第二甲は各々十五名、それ以下は第三甲であった。蕭啓慶『元統元年進士錄校注』(『食貨月刊』第十三卷一—四期 一九八三)、同「元至正十一年進士題名記校補」(『食貨月刊』第十六卷七、八期 一九八七參照。また進士合格者の任官とその後の仕宦狀況などについては、桂栖鵬『元代進士研究』(蘭州

大學出版社 二〇〇一) 參照。

(2) 第二名以下—關連記事³は、これ以下を、「第二甲以下及第三甲、皆正七品。第三甲以下、皆正八品」に誤る。

⑤一 所在官司遲悞開試日期、監察御史、肅政廉訪司糾彈治罪。

(譯)

一、すべて(鄉試を行なうべき)場所の役所が試験の期日をおくらせた場合は、監察御史、肅政廉訪司がその罪を糾彈し處罰する。

⑥一 流官^①子孫蔭叙^②、竝依舊制。願試中選者、優陞一等。

(譯)

一、品官の子孫の恩蔭は、すべてもとの制度のとおりとするが、受験を希望し、合格した者については、一等を加える優遇處置をとる。

(注)

(1) 流官—入流官、すなわち品階をもった官をいう。

(2) 蔭叙—品官は、その二十五歳以上の嫡男一人を恩蔭によって任官させることができた。その詳しい規定は、『元典章』八吏部卷二「官制二・承蔭」の「品官蔭叙體例」、「元史」卷八三「選舉三・銓法三」などに見える。

⑦一 在官未入流品之人、願試者聽。若中選、已有九品以上資級、比附一高、加一等注授。若無品級、止依試例、從優銓注。

(譯)

一、官職にありながらまだ品階をもっていない者が受験を希望すれば、それを認める。もし合格すれば、すでに九品以上の資格があるのに(まだその官に就いていない者は)、(二つの資格をもってい

る者は)等級を一つ高くする例によって、一等を加えて任官させる。もし品級をもっていなければ、試験の決まりによって、優先的に任命する。

(注)

- (1) 已有九品以上資級―九品の官に就く資格があるのに、闕員がないなどの理由により、流外官にとどまっている者。ここでは特に學正、山長など學校關係の流外官を指すであろう。『元典章』九吏部卷三「官制三・教官」の「學官考滿體覆」に、「元貞元年三月、行省准尚書吏部照得、各處行省咨到考滿學正、山長、俱令廉訪司體覆、及錄連所業文字、行移集賢院考校中式、於教授內定奪」とあり、學正、山長は任期を終えると府州の教授(正九品に準ず)になれるはずであった。しかし『元典章』同上「考試教官等例」(大德九年)に、「教官之選、壅塞日久、其間冗濫不無、不可以賢愚同滯。究其本源、府州教授稟缺南北八十九處、即日在選籍記五百餘員、已有守候八九年者、尚未知何時注授」と教授ポストが壓倒的に不足しており、「今擬到選府州教授、照勘類選年甲、即今及五十五以上者、先行挨次銓注、守待稟缺、還家聽候。五十五以下人員、再注學正、山長一任」(同上)、すなわち教授になる資格があっても、五十五歳以下の者は再び學正、山長を一任勤めざるをえなかったのである。本條は、このように昇進できない學官が大量に受験することを豫想して設けられたものであろう。
- (2) 比附一高―『元典章』十一吏部卷五「職制一・封贈」の「流官封贈通例」に「或兩子當封者、從一高。文武不同者、從所請。婦人因其夫子封贈而夫子兩有官、亦從一高」とあり、「一

高」とは二つの資格をもつ者が一等高い待遇を受けることをいう。ここでは元來九品の資格をもつ者がさらに試験に合格した場合、合格者にあたえられる七、八品より一等高い品級の官につけることを意味する。九品の資格のない者でも合格すれば、合格者の中で優先的に任官できるのであり、學官など任職受験者に対する優遇處置である。なお『元史』の「選舉志・科目」によれば、延祐二年の會試の不合格者には、特例として府州の教授、山長、學正などの官が恩典として與えられ、後至元六年以降は、それが通例となった。

⑧一 鄉試處所并其餘條目、命中書省議行。⁽¹⁾

(譯)

一、鄉試を行なうべき場所およびその他の條目については、中書省に命じて追って議論して實施させる。

(注)

- (1) 命中書省議行―これが(一)のBの部分の條項に相當する。皇慶二年十一月の科舉詔發布の段階では、鄉試を行なう場所や合格者の人數などもっとも重要な具體的事案を決めることができず、問題を先送りし、後に改めて制定したのである。

於戲、經明行修、庶得眞儒之用。風移俗易、益臻至治之隆。咨爾多方、體予至意。故茲詔示、想宜知悉。

(譯)

ああ、經義に明るく行いの修まった者により、願わくば眞の儒者の效用を得たいものである。風俗を良い方向へ導き、ますます至治

の隆盛にいたるであろう。汝等多くの者に告げ、予の至意を理解させよう。故にこの詔を示す。思うによろしく知悉すべきである。

(注)

(1) 經明行修『漢書』卷七十一「王吉傳」に、「(王)駿以孝廉爲郎左、曹陳咸薦駿賢父子經明行修、宜顯以厲俗」とある。しかしここでは宋の司馬光の建議によって設けられた經明行修科を意識するであろう。『宋史』卷一五五「選舉一」に、「(司馬)光又請立經明行修科、歲委升朝文臣各舉所知、以勉勵天下、使敦士行、以示不專取文學之意」とある。

(2) 咨爾多方—これ以下は宋以降の皇帝の詔の常套文句。たとえば歐陽修「大慶殿行恭謝之禮御札」(『文忠集』卷八十四)に「咨爾多方、咸體予意。故茲札示、想宜知悉」とある。元代の詔もこれにならない、大元の國號を定めた詔もこの形式で書かれている。

延祐元年中書省咨江浙省、^① 備國子監、翰林院、集賢院呈、今行貢舉、例合迴避廟諱、御名、犯者不考。各路州縣儒學月試、亦合迴避。

(三) 迴避諱字例。

太祖應天啓運聖武皇帝^③ 鐵木眞^④
太宗英文皇帝 窩闊台
睿宗仁聖景襄皇帝^⑤ 拖雷
定宗簡平皇帝 貴由
憲宗桓肅皇帝 蒙哥
世祖聖德神功文武皇帝 忽必烈
裕宗文惠明孝皇帝 眞金

順宗昭聖衍孝皇帝 荅刺麻八剌
成宗欽明廣孝皇帝 鐵穆耳
武宗仁惠宣孝皇帝 海山^⑥
仁宗皇帝 愛育黎拔力八達
英宗皇帝 碩德八剌
今上皇帝

(譯)

延祐元年、中書省が江浙行省に送った咨文。國子監、翰林院、集賢院の呈を受け取ったが、「今科舉を行なうにあたり、歷代皇帝の廟諱、御名はまさに例として避け、これを犯した者は不合格とすべきである。各路州縣の儒學の月試においてもまさに迴避すべきである」。(以下省略)

(關連記事)

1 『類編歷舉三場文選』「聖朝科舉進士程式」

延祐元年 月 日准中書省咨、禮部呈、翰林國史院經歷司呈、該、設科舉事內一款、試卷不考格、「犯御名、廟諱、偏犯者非」。照得考試格式已有定制。今依上檢照御名、廟諱、欽錄在前。具呈照詳。得此。

本部參照、既翰林院(國)史院定擬明白、擬合照依都省欽奉詔書事意定到條畫、通行照會、札付本部、行移各處、欽依施行、相應。得此。除外今將御名、廟諱欽錄在前。都省合行移咨、請照檢依上施行。欽錄到……明宗翼獻景皇帝 諱忽失剌、文宗皇帝 諱脫脫木、今上皇帝 御名。……
延祐元年中書省咨江浙省、^① 備國子監、翰林院、集賢院呈、今行貢舉、例合迴避廟諱、御名、犯者不考。各路州縣儒學月試、亦合迴避。

(注)

- 2 『新編事文類聚翰墨全書』庚集卷三「表章迴避例」
延祐元年省監頒下。今行貢舉、例合迴避御名、廟諱。(以下省略)
- 3 『文場備用排字禮部韻註』(内閣文庫藏元刊本)「聖朝頒降貢舉三試程式」
- 4 『五車拔錦』(中國日用類書集成)收明萬曆刊本 汲古書院) 卷三「人紀門・歷朝君紀・元紀」
- 5 『元典章』二八禮部一「禮制一・進表」「表章迴避字樣」
延祐元年十一月、行省准中書省咨、陝西省咨稟、科舉事件、送禮部約會翰林院官議得、擬作稱賀表章、元禁字樣大繁。今擬、除全用御名、廟諱不考外、顯然凶惡字樣、理宜回避、至於休祥極化等字、不須回避。都省請依上施行。(御名、廟諱は載せていない)
- (1) 中書省咨江浙省一關連記事1の廟諱、御名表の後の中書省咨と同文。この部分、本來なら、「江浙(行)省准中書省咨」とあるべきか。
- (2) 月試一學校で毎月行なう私試のこと、宋代の太學の制度を受け継いだもの。『事林廣記』「學校類・宋朝太學舊規」(十一)「私試」譯注参照。
- (3) 應天一「元史」卷一「太祖本紀」では「法天」とする。
- (4) 鐵木眞一關連記事1では「諱鐵木眞」とし、以下すべて御名の前に「諱」の字がある。
- (5) 睿宗仁聖景襄皇帝一「元史」卷一一五「睿宗」では「景襄皇帝」とするが、卷七四「祭祀三・宗廟上」に「(武宗至大二年十二月)加上睿宗景襄皇帝曰仁聖、廟號睿宗」とある。
- (6) 海山一關連記事2は「山」を「止」に誤る。

參考文獻

- (7) 仁宗皇帝一關連記事1では「仁宗聖文欽孝皇帝」とする。
- (8) 英宗皇帝一關連記事1では「睿聖文孝英宗皇帝」とする。
- (9) 今上皇帝一これは英宗の次の晉宗泰定帝ではなく、文宗のことである。『事林廣記』(内閣本)後集卷二「紀年類・歷代紀年」に「今上皇帝天曆二至順萬萬年」とあるが、至順は文宗の元號である。森田憲司「關於日本的『事林廣記』諸本」『事林廣記』附錄 中華書局、櫻井智美「文場備用排字禮部韻註」淺析(21世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文學の據點形成」第二回報告書I歴史篇 二〇〇四) 参照。
- 有高巖「元代科舉考」『史潮』(一一二 一九三二)
- 安部健夫「元代知識人と科舉」『史林』四二一八 一九五九
- 楊樹藩「元代科舉制度」『國立中央政治大學學報』一七 一九六八
- 姚大力「元朝科舉制度的行廢及其社會背景」『元史及北方民族史研究集刊』六 一九八二
- 陳高華「元朝科舉詔令文書考」『暨南史學』第一輯 二〇〇二
- 李治安「元代政治制度研究」(人民出版社 二〇〇三) 第四章四「元代鄉試新探」
- 森田憲司「元代知識人と地域社會」(汲古書院 二〇〇四) 第六章「元朝の科舉資料について」
- 小林高四郎・岡本敬二「通制條格の研究譯注」第二冊(中國刑法史研究會 一九六四)
- 方齡貴「通制條格校注」(中華書局 二〇〇二)

(承志)

『事林廣記』前集卷之十「家禮類」

(校)

故宮本前集卷十「家禮類」、北大本乙集卷下「家禮類」、洪武本後集卷三「家禮類」、成化本前集卷七「家禮類」に同じ項目あり。ただし洪武本、成化本には元の「新例」の代わりに明の「國朝禮制」を載せる。和刻本では、冠禮についての記述はなく、壬集卷二「婚姻燕喜」、卷三「葬祭通禮」、卷四「五服年月」が關連するが、内容は大きく異なる。

冠禮總叙

(一) 呂和叔鄉儀曰、古者未冠爲童子、綵衣紒、執事服勞、以事長者、所以教之遜弟也。今自齠齔、皆具衣冠、與先生抗禮、此孔子所謂欲速成者、豈養德之道哉。今欲年未二十者、雖未能不冠、止以帽加首。凡有聚會、則立侍執事以聽命、庶幾稍知事長之禮。至二十則父兄擇日命賓、略如古禮、加冠而字之、亦助風教之一端也。

(譯)

呂和叔(呂大鈞)の『鄉儀』に曰く、「古くは冠をかぶっていない者を童子とし、綵衣を着て髪を結い、家の用事をし、年長者に仕えさせたが、それは年長者に對してへりくだり從順になるよう教える手立てであった。ところが今は子供の頃から皆衣冠をつけ、年長者に對等の禮を取っているが、これは孔子が言うところの「速成を欲する者」であって、どうして德を養う道であろうか。今は年齢が二十歳に満たない者でも冠をかぶらないわけにいかないが、

ただ帽子をかぶせて、すべて集會の時には傍らに立って用事をさせ、命令を聞くようにすれば、徐々に年長者を敬う禮を知るようになるであろう。二十歳になれば父兄は吉日を選んで賓を指名し、大體古禮のとおり、加冠して字をつければ、それもまた風俗教化を助ける一端である。

(校)

○北大本では「冠禮總叙」以下に「深衣等圖見服飾類」とある。
(關連記事)

1 呂大鈞『鄉儀』の「嘉儀二・冠」と同文。呂大鈞(？—一〇八六)字は和叔、兄の呂大忠、弟の呂大臨とともに藍田三呂と呼ばれ、張載に師事した北宋性理學の重要人物。呂大臨は特に朱子に重んじられた。『鄉儀』にも朱子の識語がある。テキストは、隨龔徐氏叢書續編本、關中叢書本、『藍田呂氏遺著輯考』(中華書局 一九九三年)本など。

(注)

(1) 綵衣紒—「儀禮」「士冠禮」に「將冠者采衣紒」、その鄭注に、「采衣未冠者所服。玉藻曰、童子之節也、緇布衣錦緣錦紳、并紐錦束髮、皆朱錦也。紒、結髮。古文紒爲結」とある。
(2) 欲速成者—『論語』「憲問」に、「見其與先生並行也、非求益者也、欲速成者也」とある。
(3) 雖未能不冠—この記述から、當時は二十未満の者でも冠をかぶり、實際には冠禮があまり行われていなかったことが

わかる。

- (4) 立侍——『禮記』「鄉飲酒義」に、「鄉飲酒之禮、六十者坐、五十者立侍、以聽政役、所以明尊長」とある。

(二) 冠禮

溫公家儀、與文公冠禮大略一同^①。

男子年十五至二十^②、皆可冠、必父母無期以上喪、始可行之^③。其禮、主人盛服、親臨筮日、於影堂之內西向^④。若不吉則更筮他日。前期三日、筮賓如求日之儀、乃遣人戒賓曰、「某有子某、將加冠於其首、願吾子之教之也」。賓對曰、「某不敏、恐不能供事、以病吾子、敢辭」。主人曰、「某願吾子之終教之也」。賓對曰、「吾子重有命、某敢不從」。前一日、又遣人宿賓曰、「某將加冠於某之首、吾子將蒞之、敢宿」。賓對曰、「某敢不夙興」。

其日夙興。賓、主人、執事者皆盛服。執事者設盥、盆於廳事阼階下東南有臺、帨巾在盆北有架。陳服於房中西牖下、東向北上。公服、靴、笏、次旋欄衫^⑤、次四袂衫^⑥、腰帶、櫛、篋、總、幪頭^⑦。席二在南。公服、衫設於櫛、靴置櫛下。笏、腰帶、篋、櫛、總、幪頭置卓子上、酒壺在服北次。盞、注亦置卓子上、幪頭、帽、巾、各承以盤、蒙以帕。主人執事者三人執之、立於堂下西階之西、南向東上。賓升則東向。主人立於阼階下少東西向。子弟、親戚立於盥盆東、西向北上。賓(擯)者立於門外、以俟賓。將冠者雙紒、袍、勒帛、素履、在房中南向。賓至、贊者從之、立於門外東向。贊者少退、賓(擯)者以告主人。主人迎賓、出門左、西向再拜、賓答拜。主人與贊者相揖不拜。又揖賓、乃先入門、賓竝行少退、贊從賓後入門。賓主分庭而行、揖讓而至階、又揖讓而升。主人由阼階先升、立于階上少東西向。賓由賓階繼升、立於階上少西東向。贊者盥手、由賓階升、立于房中西

向。擯者取席於房、布之於主人之北、西向^⑧。

將冠者出房、立于席北南向。賓之贊者取櫛、總、篋、幪頭、置于席南端、興、席北少東、西向立。賓揖將冠者、將冠者即席西向坐。爲之櫛、合紒、施總、加幪頭。賓降、主人亦降、立于阼階下、賓禮辭。賓盥手畢、主人一揖一讓、升自阼階。賓升自西階、皆復位。

賓降西階一等、執巾者升一等、授賓。賓執巾、正容、徐詣將冠者席前東向、祝曰、「令月吉日、始加元服。弃爾幼志、順爾成德。壽考維祺、介爾景福」。乃跪、爲之著巾、興、復位。贊者爲之取篋、掠髮。冠者興、賓揖之、適房、服四袂衫、腰帶、出房、南向良久。

賓揖之、即席跪。賓盥如初、降二等、受帽、進祝曰、「吉月令辰、乃申爾服。謹爾威儀、淑慎爾德。眉壽永(萬)年、享(永)受明(胡)福」。加之、復位如初。興、賓揖之、適房、服旋欄衫、腰帶、正容、出房、南向良久。

賓揖之、即席坐。賓盥如初、降三等、受幪頭、進祝曰、「以歲之正、以月之令。咸加爾服、兄弟具在、以成厥德。黃耇無疆、受天之慶」。贊者徹帽、賓加幪頭、復位如初。冠者興、賓揖之、適房、改服公服若靴、正容出房、立南向。主人執事者受帽、徹櫛、篋、席、入于房。

擯者取席、布於堂中閒、少西南向。贊者取盞、斟酒于房中、出房、立於冠者之南南向。賓揖、冠者就席。冠者立于席西、南向。賓受盞于贊者、詣席前北向、祝曰、「旨酒既清、喜(嘉)薦令芳。拜受祭之、以定爾祥。承天之休、壽考不忘」。冠者再拜於席西、升席南向受盞。賓復位、東向答拜。冠者即席、南向跪、祭酒、興、就席末坐、啐酒、興、降席、授贊者盞、南向再拜。賓東向答拜。

冠者入家、拜見于母、母受之。賓降階東向、主人降階西向。冠者降自西階、立於西階東、南向。賓子之曰、「禮儀既備。令月吉日、昭

告爾子。爰字孔嘉。髦士攸宜。宜之于嘏。⁽⁴⁾永受保之。曰伯某甫。仲叔季惟所當。冠者對曰、「某雖不敏、敢不夙夜祇奉」。

賓請退、主人請禮賓。賓禮辭、許、乃入。設酒饌、延賓及摯贊如常儀。酒罷、賓退。主人酬賓及贊者以幣、仍拜謝之。於賓之請退也、冠者東向拜見諸父諸兄、西向拜贊者、贊者各拜。入見諸母、姑、娣、諸母、姑、娣、皆爲之起。遂出見於鄉先生及父之執友。冠者拜、先生執友皆答拜、若有誨之者則對、如對賓之辭、且拜之。先生、執友不答拜。

若孤子冠、則明日量具香酒、饌於影堂、冠者北向、焚香、跪酒、俛伏、興、再拜而出。

(譯) 冠禮

『溫公家儀』(『司馬氏書儀』の「冠儀」)は、『文公冠禮』(『朱文公家禮』の「冠禮」)と大體同じである。

〈事前の準備〉

男子は十五歳から二十歳の年齢になれば、冠禮を行うことができる。ただし父母に期(一年)以上の喪が無いときに始めて行うことができる。その禮は、(家長である)主人は正装して、みずから吉日選定の占いに臨み、影堂(先祖の肖像を祀る堂)の中で西面する。もし不吉であればあらためて他の日を占う。儀式の三日前に、賓(冠を授け、字をつける賓客)となるべき者を、吉日を占うのと同じようにして占い、人をして賓に告げる、「私の子の某が、加冠の儀を行うことになりました。ついてはあなたにお教え頂きたく存じます」。賓は答えて言う、「私は粗忽者ゆえ、おそらくお役に立てず、あなたを辱めましょう。ご辭退いたします」。主人が言う、「私はあなたにどうしてもお教え頂きたいのです」。賓は答えて言う、「あなたから重ねてご命令があったのに、私が従わないわけには参りません」。前日にま

た人をやつて、賓に勧めて言う、「某は加冠の禮を行おうとしています。あなたにはどうか儀式に臨席ください、お願い申し上げます」。賓が言う、「では、その日はきつと早起きいたしますよう」。

〈當日の準備〉

その日は早起きし、賓、主人、執事者(主人側の手助けをして冠をもつ者)は皆正装する。執事者は盥と盆(手洗い用の水入れとたらい)を廳事(家の門を入つてすぐ正面の前堂)の阼階(東側の階段)の下、東南、臺があるところに設置し、帨巾(手拭い)は盆の北に置き、架を用いる。(儀式に用いる)衣服は房(堂の東北側の部屋)の中の西壁の下に列べるが、東向きに北が上位となるよう列べる。(その順序は)公服、靴、笏、その次が旋欄衫(裾に布をつけた着物)、次が四袷衫(裾の部分が四つに裂けた着物)、腰帶、篋(細かい齒のついた梳きくし)、櫛(くし)、總(髪を結う紐)、幪頭(一寸幅の布を首から額さらに鬚にからげるもの)を並べる。席(むしろ)二枚は南側におく。公服と(旋欄)衫は櫛(衣紋掛け)に掛け、靴はその下に置く。笏、腰帶、櫛、篋、幪頭はテーブルの上に置き、酒壺は服の北側に置く。盞(さかづき)と注(とっくり)もまたテーブルの上に置く。幪頭、帽子、頭巾はおのおの盤に置いて白絹で覆う。主人の執事者三人は、(幪頭、帽子、頭巾を置いた)盤を持って、堂下の西階の西に立ち、南面して東を上席とし、(あとで)賓が堂に上れば東面する。主人は阼階の下、やや東側に西向きに立ち、子弟、親戚は盥盆の東側に立つて、西面して北を上席とする。

〈賓の到着〉

賓者(主人側の介添え役)は門外に立つて賓を待つ。冠禮を受ける者は、髪を二つ髷に結い、袍(上着)、勒帛(脚絆)、白い履き物の格好で、房中にて南面する。賓が到着すると、贊者(賓の介添え役)は

これに従い、門外に立って東面する。贊者は少し退き、擯者が主人に(賓の到着を)告げる。主人は賓を迎えに、門の左(東側)に出て西面して再拜し、賓は答拜する。主人は贊者に對しては揖(兩手を合わせて軽く頭をさげる禮)のみで拜禮はしない。(主人は)また賓に揖し、先に門内に入り、賓は主人と並行してややおくれ、贊者はさらに賓の後に従って門に入る。賓と主人は庭を挟んで東西に分かれて進み、譲り合つて階段に至り、また譲り合つて上る。主人がまず阼階から先に上り、階段の上に立ち、やや東側で西面する。賓は賓階(西側の階段)からつづいて上り、階段の上に立ち、やや西側で東面する。贊者は手を洗い、賓階から上り、房の中で西向きに立つ。擯者は房からむしろを取り出し、これを主人の北側に西向きに敷く。

〈始加冠の儀式—加巾〉

冠禮を受ける者は房を出て、むしろの北に南向きに立つ。賓の介添えの贊者は櫛、總、篋、幘頭を取つて、むしろの南端に置き、立ち上がつて、むしろの北のやや東側に西向きに立つ。賓が冠禮を受ける者に揖すると、冠禮を受ける者はむしろについて西向きに坐る。(賓が)その髪を櫛けずり、(二つの鬚を一つに)合わせ、紐で髪を結わえ、幘頭をかぶせる。賓は階段を降り、主人も降りて阼階の下に立つ。賓は主人が(階段を降りてこないよう)辭退する。賓が手を洗い終わると、主人は揖し譲りながら、阼階から上る。賓は西の階段から上り、二人とも元の位置に戻る。

賓は西の階段を一段降り、頭巾をもつた執事者が一段上り、(頭巾を)賓に渡す。賓は頭巾を執つて、居すまいを正してから、おもむろに冠禮を受ける者がいる席の前に行つて東を向き、祝辭を述べる。「令月の吉日、始めて元服を加う。爾の幼い志を棄て、爾の成徳に順え。壽考惟れ祺にして、爾の景いなる福をおおいにせん。(ここに

よき月日を選んで、始めて元服を加えることになった。お前の幼い心を棄てて、成人としての徳に順つてゆかねばならないぞ。そうすれば壽命は長く幸いに、お前の大いなる福をますます盛んにするだろう)」。

そして(賓は)跪き、頭巾をかぶせ、立ち上がり、元の位置に戻る。贊者は篋を執つて、(冠禮をうける者の)髪のをくしけずる。冠禮を受ける者は立ち上がり、賓が揖すると、房に行き、四襟衫を着て、腰帶をつけて、房を出て、しばらく南面して(みなにその姿をみせる)。

〈二加冠の儀式—加帽〉

賓が揖すると、(冠禮を受ける者は)むしろについて跪く(坐る?)。賓は最初の時と同じように手を洗つて、(階段を)二段降りて、(執事者から)帽子を受け取り、進んで祝辭を述べる。

「吉月令辰、爾の服を申ぬ。爾の威儀を謹み、淑く爾の徳を愼め。眉壽萬年、永く胡福を受けん。(このよき日を選んで、ここにお前の服を重ねて授けることになった。お前は自分の威儀にこころいたして、よくお前の徳を愼まねばならない。そうすれば、長生きして、末永くとわの福を受けるであろう)」。 (賓は帽子)をかぶせ、元の位置に戻る。(冠禮を受ける者は)立ち上がり、賓が揖すると、房に行き、旋欄衫を着て、腰帶をつけ、居すまいを正し、房を出て、しばらく南面する。

〈三加冠の儀式—加幘頭〉

賓が揖すると、(冠禮を受ける者は)むしろに座る。賓は初めて同じように手を洗い、(階段を)三段降り、(執事者から)幘頭を受け取り、進んで祝辭を述べる。

「歳の正きをもつて、月の令きをもつて、咸く爾の服を加う。兄弟

ともにあり、もってその徳を成す。黃耆まで疆かぎり無く、天の慶を受けよ。(ここによき歳をもつて、よき月をもつて、お前の服をことごとく加えることとなった。お前の兄弟たちはともに在席しており、お前が成人の徳を成就せんことを願っているのである。年寄りになるまで限りなく、天の慶を受けるように)。

贊者は帽子を取り上げて、賓が幘頭をかぶせ、また初めと同じく元の位置に戻る。冠禮を受けた者は立ち上がり、賓は揖する。(冠禮を受けた者は)房に行き、服を公服もしくは靴、欄衫に改め、居すまいを調べ、房を出て、南面して立つ。主人の執事者は帽子を受け取り、櫛、篋、むしろを取り拂って、房に入る。

〈賓が加冠者に酒をあたえる〉

擯者は(房からもう一枚の)むしろを取って、堂の真ん中に敷き、その少し西側に南面しする。贊者は(房中で)盞を取り、酒を注ぎ、房を出て、冠禮を受けた者の南に西向きに立つ。賓が揖すると、冠禮を受けた者はむしろにつく。冠禮を受けた者はむしろの西に南面して立つ。賓は贊者から盞を受け取り、むしろの前に至って北面し、祝辭を述べる。

「旨酒はすでに清く、嘉薦は令く芳し。拜受してこれを祭り、以て爾の祥を定めん。天の休を承けて、壽考まで忘れじ。(旨い酒はすでに清く、よき供え物は美味しく芳しい。拜して受けて祭り、お前の幸せを定めなさい。そうすれば天の喜びを承け、年寄りになるまで令名を忘れられることはいであらう)。

冠禮を受けた者はむしろの西で二度拜禮し、むしろに上って南面し、盞を受け取る。賓は元の位置に戻り、東面して答禮する。冠禮を受けた者はむしろについて、南面して跪いて、酒を(地面に少しこぼして)祭り、立ち上がって、むしろの端に座り、酒をすすると、立ち

上がってむしろから降り、贊者に盞を授け、南面して二度拜禮する。賓は東面して答禮する。

〈母への拜禮・字をつける〉

冠禮を受けた者は家の奥の間に入り、母に拜禮し、母はこれを受ける。賓は階段を降りて東面し、主人は階段を降りて西面する。冠禮を受けた者は西の階段から降りて西の階段の東に立ち、南面する。

賓は冠禮を受けた者に字をつけ、「禮儀すでに備わり、令月令日、昭かに爾に字を告ぐ。ここに字すること孔だ嘉く、髦士の宜しうするところなり。これを宜しうするをきんと、永く受けてこれを保んぜよ。伯某甫と曰う。(禮儀は既に備わって、このよき日に昭かにお前の字を告げることになった。ここにつける字ははなはだよろしく、お前のような立派な士にふさわしいものである。永く承けてこれをやすんぜよ。伯某甫というのだ)」。仲、叔、季についてはただ該當する通りにつけるのみである。

冠禮を受けた者は答えて言う。「私は愚鈍ではありますが、どうして日夜愼まないことがありましょう」。

〈賓の退出〉

賓が暇乞いすると、主人は賓をもてなしたいと申し出る。賓は一度辭退してから承諾し、それから中に入る。(主人は)酒饌を設け、賓及び贊者、擯者を通常の儀禮によって接待する。酒宴が終わると、賓は退出する。主人は賓及び贊者に贈物をし、さらに拜謝する。

〈親族・年長者への挨拶〉

賓が暇乞いする際に、冠禮を受けた者は東面して、伯父、叔父達、兄達に拜禮し、西面して贊者に拜禮する。贊者は答禮する。(ついで家の奥に)入り、伯母、叔母達、父の姉妹のおば達、姉達に挨拶し、

伯母、叔母達、父の姉妹のおば達、姉達は皆そのために起立する。そして外に出て郷里の年長者及び父の親しい友人に挨拶する。冠禮を受けた者が年長者、父の友人に拜禮し、年長者、父の友人はみな答禮する。もし訓戒する者があれば、實に對するのと同じ言葉遣いで答え、かつ拜禮する。年長者、父の友人は(その場合は)答禮しない。

〈孤子の冠禮〉

(嫡子で父のない)孤兒が冠禮を行なう場合、翌日に香と酒を適宜みつこるって、(父を祭った)影堂にお供えし、冠禮を受けた者は北面して、香を焚き、跪いて酒を供え、地面にひれふして拜禮し、立ち上がり、再拜して退出する。

(校)

○成化本では、「主人迎賓、出門左」を「主人迎賓、出門在」に、「黃耆無疆」を「黃耆無疆」に誤り、「適房、服四襖衫、腰帶、出房南向、良久。賓揖之」の部分脱する。

(關連記事)

- 1 司馬光『司馬氏書儀』(雍正二年汪亮采仿宋刊本・學津討源本・四庫全書本)卷二「冠儀」。ただし『事林廣記』の引用は、小字夾注を除いた本文のみ、かつ若干の誤脱字、異文がある。なお『司馬氏書儀』の「冠儀」は、基本的に『儀禮』「士冠禮」にもとづき、唐の『開元禮』などを参照し、さらに當時の習俗に合うよう改編したものである。

- 2 朱熹『文公家禮』卷二「冠禮・冠」(吾妻重二「朱熹『家禮』の版本と思想に關する實證的研究」二〇〇二年度科研報告書の校訂による)。

男子年十五至二十皆可冠。必父母無養以上喪始可行之。前期三日主人告於祠堂。戒賓。前一日宿賓。陳設。厥明宿興、陳冠服。

主人以下序立。賓至、主人迎入升堂。賓揖、將冠者就席、爲加冠巾。冠者適房、服深衣、納履出。再加帽子。服皂衫、革帶、繫鞋。三加幘頭。公服、革帶、納靴、執笏、若襴衫、納靴。乃醮賓。字冠者。出就次。主人以冠者見於祠堂。冠者見於尊長。乃禮賓。冠者遂出見於鄉先生及父之執友。

- 3 『居家必用事類全集』乙集「家禮」

- 4 『大唐開元禮』卷百十「皇太子加元服」、卷百十四「親王冠」、卷百十七「三品以上嫡子冠」、卷百十八「三品以上庶子冠」、卷百十九「四品五品嫡子冠」、卷百二十「四品五品庶子冠」、卷百二十一「六品以下嫡子冠」、卷百三十二「六品以下庶子冠」。

- 5 『宋史』卷一五三「輿服五」

三加冠服。初加緇布冠、深衣、大帶、納履。再加帽子、皂衫、革帶、繫鞵。三加幘頭。公服、革帶、納鞵。其品官嫡庶子、初加折上巾、公服。再加二梁冠、朝服。三加平冕服。若以巾、帽、折上巾爲三加者、聽之。

- 6 『宋史』卷一一五「禮志十八・嘉禮六・皇太子冠禮皇子附」に皇太子、皇子の冠禮儀式の次第が見える。

(注)

- (1) 與文公冠禮大略一同「關連記事2で明らかなように、實際には『司馬氏書儀』(以下『書儀』と略稱)と『文公家禮』(以下『家禮』と略稱)には多くの相違点がある。たとえば三加冠の服裝は、『書儀』では、巾と四襖衫(始加冠)、帽と旋欄衫(一加冠)、幘頭と公服(三加冠)であるが、『家禮』では、冠巾と深衣(始加冠)、帽子と皂衫(一加冠)、幘頭と公服(三加冠)である。これについて、『朱子語類』卷八九「禮六・冠昏喪」に、「問喪祭之禮、今之十固難行、而冠昏自

行可乎。曰、亦自可行。某今所定者、前一截依溫公、後一截依伊川。昏禮事屬兩家、恐未必信禮、恐或難行。若冠禮、是自家屋裏事、却易行」とみえる。なお『事林廣記』は、この後の婚禮、喪禮、祭禮ではすべて『家禮』を引用するのに、冠禮のみは『書儀』による。

(2) 十五至二十—『書儀』では、「十二至二十」とし、十五歳からとするのは『家禮』である。これについて『書儀』の注に、「吾少時聞、村野之人尙有行之者、謂之上頭。城郭則莫之行矣。此謂禮失求諸野者也。近世以來、人情尤爲輕薄、生子猶飲乳、已加巾帽、有官者或爲之製公服而弄之。：今以世俗之弊、不可猝變、故且徇俗、自十二至二十皆許其冠。若敦厚好古之君子、俟其子年十五已上、能通孝經論語、粗知禮義之方、然後冠之、斯具美矣」とあり、司馬光も十五歳以上を理想としていたことが分かる。十二歳で冠禮を行なう根據は、『左傳』襄公九年で、魯襄公が十二で冠禮を行なったことにある。なお右の記事から、北宋代の都市部では冠禮が行なわれていなかったことを知りうる。

(3) 必父母無期以上喪—『書儀』注に、「冠婚皆嘉禮也。曾子問、冠者至、聞齊而不體。如冠者未至、則廢。雜記曰、大功之末可以冠子、可以嫁子。然則大功之初亦不可冠也。曾子問有因喪服而冠者、恐於今難行。」「禮記」「曾子問」に「如將冠子、而未及期日、而有齊衰大功小功之喪、則因喪服而冠」とあり、古禮では喪中でも冠禮を行なうことができたが、宋代の實情にそぐわなかったであろう。『儀禮』「士冠禮」には、この規定はない。

(4) 主人—『書儀』注に、「主人、謂冠者之祖父、父及諸父諸兄、

凡男子之爲家長者、皆可也」とあり、その家の最年長者たる男の家長が主人となる（この時代は女性が家長になることもできたが、女性家長はこの場合排除されている）。ただし『家禮』注では、「主人、謂冠者之祖父自爲繼高祖之宗子者、若非宗子、則必繼高祖之宗子主之。有故則命其次宗子。若其父自主之、告禮見祠堂」云々とあり、朱熹は宗子（宗族の直系尊屬、したがって最年長者でない場合もありうる）とする。これに關して牧野巽「司馬氏書儀の大家族主義と文公家禮の宗法主義」（『牧野巽著作集』三 お茶の水書房 一九八〇年）は、『書儀』が大家族主義、『家禮』は宗法主義に立脚しているとし、宋代は大家族主義から宗法主義へと移行した時期と述べる。

(5) 盛服—『書儀』注に「凡盛服、有官者具公服、靴、笏。无官者具幘頭、靴、欄、或衫帶、各取其平日所服最盛者」とある。筮日—『書儀』注に、「古者大事必決於卜筮。灼龜曰卜、揲著曰筮。：或不能曉卜筮之術者、止用杯珓亦可也。其制取大竹根判之、或止用兩錢擲於盤。以一仰一俯爲吉、皆仰爲平、皆俯爲凶。後婚喪祭儀卜筮准此」とあり、龜卜や易など古代の占いが原則であるが、實際には現代でもよく用いられる杯珓や銅錢を投げ、その裏表の組み合わせによって占ったと思える。『書儀』注に「凡將筮日、先謀得暇可行禮者數日、然後筮取其吉者用之」とあり、まず候補となる日を決めてから、その日の吉凶を占うが、『家禮』注は、「古禮筮日、今不能。然但正月內擇一日可也」と、占いを行なわない。影堂—祖先の肖像を祭る堂で、家廟に準ずる施設。『書儀』卷十「影堂雜儀」があり、司馬光自身も居宅の中に影堂を設

けていた。吾妻重二「宋代の家廟と祖先祭祀」(『中國の禮制と禮學』朋友書店 二〇〇一) 参照。『家禮』は「祠堂」とする。

- (8) 之内西向―『書儀』の原文は「門外西向」。『書儀』は、『大唐開元禮』卷百十七「嘉禮・三品以上嫡子冠」に「將冠、筮於廟門之外、無廟者筮於正寢之堂。主人公服立於門東西向」、さらに「土冠禮」の「筮于廟門。主人玄冠朝服緋帶素鞶、卽位于門東西面」にもとづく。ただしこれは卜筮の場合を言ったもので、實際には杯琖などを用いるのであれば、門外で占うのは不自然である。『事林廣記』が「影堂の内」に改めたのは、そのためであろう。

- (9) 筮賓―『書儀』注に「凡賓、當擇朋友賢而有禮者爲之。亦擇數賓取吉者、或不及筮日筮賓、則曰擇其可者而已」とあり、實際には「筮日、筮賓」ともに行なわなくともよいとする。『家禮』では兩者ともに行なわない。

- (10) 戒賓―「戒」はつける意。『書儀』注に「土冠禮、主人自戒賓、宿賓。今欲從簡。但遣子弟若童僕致命。或使者不能記其辭、則爲如儀中之辭、後云某上、一辭爲一紙、使者以次達之。賓答亦然、後致辭皆倣此」とあり、「土冠禮」では主人が直接つけるのを簡單にして、使者を派遣し、かつ文言を紙に書いて傳達した。さらに「凡賓主之辭、或不以書傳、慮有誤忘。則宜書於笏記。無笏者爲掌記」とあり、書面で傳達しない場合には、使者が文言を笏または掌記(手帳)に記録し、それを見ながら述べた。なお戒賓の文言は「土冠禮」によるが、「土冠禮」では「加冠」を「加布」とする。『書儀』が「加冠」とするのは『開元禮』による。宿賓の辭の「加冠」

についても同じ。

- (11) 供事―「土冠禮」では「共事」。『書儀』が「供事」とするのは『開元禮』による。

- (12) 盥盆―盥は「土冠禮」に言う「水」(水を入れる容器、疊)、盆は手を洗った水を受ける「洗」(たらい)に相當する。

- (13) 廳事―古代の正寢に相當する。居宅の門を入ってすぐ正面の前室。『書儀』注に、「古禮謹嚴之事皆行之於廟、故冠亦在廟。今人既少家廟、其影堂亦偏隘、難以行禮。但冠於外楯、筭在中堂可也」とあり、家廟、影堂で行なうべき儀式を便宜上、廳事で行なうことを容認する。さらに階段の數や部屋の配置、方向などについても、幕で仕切るなど適宜、便法が講じられている。

- (14) 房中西牖―房は堂の東北の部屋。「土冠禮」は「房中西牖」とする。「牖」は牆壁、「牖」は窓で「牖」が正しい。『書儀』も「牖」に誤る。

- (15) 公服―官吏が通常執務時に着る服。『事林廣記』「公理類」(十六)「官員公服品級」参照。『書儀』注に「无官則欄衫、靴」とある。三加冠の服裝で、「土冠禮」の「爵辨服」に相當する。

- (16) 旋欄衫―欄衫に同じ。欄衫については『事林廣記』「學校類」(一)・宋朝太學舊規・(九)參齋の注(一)「欄幘」参照。欄は裳の裾の部分につける横幅の布。『宋史』に、「旋」は「欄」をめぐるす意味であろう。『宋史』卷一五三「輿服五」に「校獵從官兼賜紫羅錦旋欄、暖韉」など「旋欄」の語が多出する。二加冠の服裝で、「土冠禮」の「皮辨服」に相當する。

(17)

四袷衫—宋・高承『事物紀原』卷三「衫」に、「輿服志曰、馬周上儀禮無服衫之文。三代有深衣、請欄袖標襖爲士人上服。開袴者名缺袴衫、庶人服之、即今四袴衫也」とあり、明・丘濬『文公家禮儀節』卷二「冠禮」注では、「袷」の字が字書に見えないことを理由に、この「四袴衫」が「四袷衫」であると推定する。裾が四つに裂けた服か。『書儀』注に「若無四袷、止用一衫」とあるが、「一」は後の同文の注から考えて衍字であろう。注(35)参照。始加冠の服装で、「士冠禮」の「玄端」に相當する。なお『家禮』では、四袷衫は冠禮を行なう前の服装、すなわち『書儀』の袍に相當し、始加冠では深衣を着する。『書儀』の「冠儀」には「深衣制度」が附されているが、深衣は上下衣裳がつながった古代の通用服であり、司馬光は四袷衫が古代の深衣に相當すると考えていたのかも知れない。

(18)

總—『書儀』注に「總頭帶」とあり、丘濬『文公家禮儀節』「冠禮」注は、「禮註所謂烈練繪以束髮也」という。髪を結ぶ紐。

(19)

幘頭—『書儀』注に「幘頭、掠頭也」とあり、丘濬は、「今無其制。考喪禮篇解免字謂、裂布或縫絹廣寸、自項向前、交於額上、却繞髻後、如著掠頭。則其制亦可以意推」と述べる。首から額さらに後の髻までを包む布。「士冠禮」の「緇纁」(髪をつつむ布)に相當するか。

(20)

席二在南—「士冠禮」では、「蒲筵二在南」とする。

(21)

幘頭—注(15)所掲の「學校類」注参照。黒絹で作った頭巾で、通常その兩脇から棒状のものが左右に出ており、宋代ではその形に直脚、局脚、交脚などの種類があった。三加

の冠で「士冠禮」の爵辨に相當。

(22)

帽—丘濬は、紗帽であろうと言う。『朱子語類』卷九一「雜儀」に、「因言服制之變。前輩無著背子者、雖婦人亦無之。士大夫常居、常服紗帽、皂衫、革帶、無此則不敢出」とある。いわゆる烏紗帽であろう。再加の冠で「士冠禮」の皮辨に相當。

(23)

巾—『家禮』は「冠巾」とするが、その形については諸書に説明がなく、丘濬も不明とする。始加の冠で「士冠禮」の緇布冠に相當。

(24)

擯者—主人側の介添え役。『書儀』注に「主人於子弟親戚中擇習禮者一人爲擯」とある。『事林廣記』は、接待役を意味する「擯」に誤るが、『開元禮』では「擯」に作る。

(25)

雙紒—『書儀』注に「童子紒似刀鐙、今俗所謂吳雙紒也」とある。輪になった二つの髻。

(26)

袍—『書儀』注に「今俗所謂襖子是也、夏單冬複」とある。普段に着る長衣。

(27)

勒帛—丘濬は「勒帛、乃以裹足者也」という。脚絆の類か。

(28)

素履—『書儀』注に「幼時多躡素履、將冠可以素履」とあるが、『家禮』注はこの時の服装を「將冠者雙紒、四袷衫、勒帛、采履」とする。

(29)

贊者—『書儀』注の「宿賓」の箇所に、「古文宿贊冠者一人、今從簡、但令賓自擇子弟親戚習禮者一人爲之」とある「贊冠者」のことで、加冠の儀式について賓の介添え役をつとめる。なお「士冠禮」では、賓の介添えの贊者のほかに「主人之贊者」もいたが、『書儀』ではこれを擯者が代行している。擯者取席於房—「士冠禮」では「主人之贊者筵于東序、少北

(30)

- (31) 西向」とあり、むしろを敷くのは主人之贊者である。
西向―『書儀』注に「此適長子之禮也。衆子則布席於房戶之西、南向」とあり、以下も嫡子と衆子では位置が異なる。これは「士冠禮」に「若庶子、則冠于房外、南面」とあるのにもとづく。
- (32) 西階―『書儀』注に「古者階必三等、於中等相授。今則無數、但三分其階、升降每分一等可也」と便法が述べられている。
- (33) 祝曰―この祝文は「士冠禮」にもとづく。以下の祝文も同じ。
- (34) 乃跪―「士冠禮」では「(賓)進容乃祝、坐如初、乃冠、興、復位」とあって、賓は坐って冠を加えることになっているが、『開元禮』では「乃跪冠」とあって、『書儀』はこれに従ったと思える。『家禮』も『書儀』に同じ。「坐」は日本の正坐と同じ、「跪」は中腰のこと。
- (35) 服四袷衫―『書儀』注に「無四袷衫、止用衫、勒帛」とある。即席跪―始加、三加の時はともに坐っていたのに、再加の時だけ跪くのはおかしい。これは「坐」の誤りであろう。
- (36) 「士冠禮」、『開元禮』では、ともに冠者は三加すべて坐ることになっているが、加冠の前に贊者が跪いて冠者の髪をなおすことになっているので、『書儀』はそれを混同したものと考える。『家禮』注では再加で「冠者即席跪」、三加では「禮如再加」と兩方とも跪くことになっているが、これは『書儀』の誤りを不用意に繼承したものであろう。
- (37) 萬年―「永年」とするのは『事林廣記』の誤り。次の「明福」も同じ。
- (38) 改服公服若靴襪―『書儀』は「靴」を「韉」に作るが同じ字。有官者は公服、無官者は襪衫を服するという意味であろう。注(5)参照。ただし前文で房内にならべた順序からすれば、靴は公服とともにあるべきで、また「笏」を補うべきである。なお襪衫は旋襪衫と同じであるから、無官者の場合、再加と三加の服裝が同じになってしまう。『家禮』は三加の服は公服のみとし、履物について始加は履、再加は鞋、三加は靴と區別するが、『書儀』では始加、再加になにを履いたのか記載がなく、素履のままであったことになる。
- (39) 旨酒既清―『書儀』注に「古者冠用醴或用酒。醴則一獻、酒則三醴。今私家无醴、以酒代之。但改醴辭甘醴惟厚爲旨酒既清耳。所以從簡」とあり、「士冠禮」の醴辭を用いながら、第一句のみ第一の醴辭の第一句「旨酒既清」に置き換えている。醴は甘酒。
- (40) 嘉―「喜」とするのは、『事林廣記』の誤り。
- (41) 祭酒―丘落は、「傾酒少許于地」という。酒を少量、地面にそそぐこと。
- (42) 啐酒―『書儀』注に「啐、子對切。少飲酒也」とある。
- (43) 母受之―『書儀』注に「冠義曰、見於母、母拜之。見於兄弟、兄弟拜之。成人而與爲禮也。今則難行。但於拜時母爲之起立可也。下見諸父及兄傲此」とあり、母や兄弟が答拜するのは當時の習慣にそぐわなかったことがわかる。「士冠禮」では、母に見える時は脯(干し肉)を母に獻ずることになっているが、『書儀』にはない。
- (44) 假―「士冠禮」は「假」に作り、鄭注は「假、大也」とするが、朱子の『儀禮經典通解』は、「今按、假恐與假同、福也」

と述べる。『書儀』が「蝦」とするのは「開元禮」に従ったもの。

(45) 冠者對曰「この答辭は「士冠禮」に見えず、『開元禮』によって補ったもの。

(46) 諸母、姑、娣——『事林廣記』は誤ってこの一句を脱す。なお「士冠禮」には冠者が諸父、諸母に見える記述はない。

(47) 孤子冠——『書儀』注に「士冠禮、主人紛而迎賓、拜揖讓立於序端、皆如冠主。開元禮亦然。恐於今難行、故須以諸父諸兄主之」とある。「士冠禮」では、孤子の場合自分主人となるが、時宜に合わないで改めたもの。なお『家禮』では、字をつけた後、主人が冠者をともなつて祠堂に参ることになっているが、これも「士冠禮」にはない。

参考文献

山根三芳『宋代禮說研究』（溪水社 一九九六年）第二章「司馬光の禮說」第二節「司馬光の〈冠儀〉說」に、解説がある。

(三) 筭

女子許嫁、筭^①。主婦、女賓執其禮、行之於中堂^③。執事者亦用家之婦女、婢、妾、戒賓、宿賓之辭、改吾子爲某親或邑封^④。陳服、止用背子。元（無）簪、幪頭、有諸首飾。席一。背設於櫺、櫺、總、首飾、置卓子止（上）、冠、筭盛以盤、蒙以帛、執事者一人執之。擯立於中門内。將筭者、雙紒、襦。主婦迎賓於中門内、布席於房外、南面。賓祝而加冠及筭、贊者爲之施首飾。實揖、筭者適房、改服背子。既筭、所拜見者、惟父及諸母、諸姑、兄弟而已。餘皆如男子〈冠〉禮。

(譯) 女子の筭禮

女子は婚約すると、筭をさす儀式を行なう。主婦と女賓が儀式を取り仕切り、中堂で行う。執事者はまたその家の婦女、婢、妾を用いる。賓につけ、賓にすすめる言葉は、(男子の冠禮の場合の)「吾子」を改めて「某親」(親族呼稱)あるいは「邑封」(封號)とする。服をならべるのは、ただ背子だけを用いる。簪や幪頭(髪を包む布)はなく、いろいろな髪飾りがある。むしろは一枚である。背子(短袖衣)は衣文掛けに架ける。櫺、髪を結ぶ紐、髪飾りは卓子の上に置く。冠と筭とは盤に入れ、その上を白絹で覆う。その盤を執事者一人がもつ。

擯者(主人の介添え役)は中門の内に立つ。筭禮を受けようとする者は、二つ髻にして櫺(短衣)を着る。主婦は賓を中門の内に迎え入れる。むしろを房の外に南向きに敷く。賓は祝してから冠と筭を加える。贊者(賓の介添え役)が髪飾りをつけてやる。賓が揖すると、筭者は房に行き、背子に着換える。筭禮が終わってから、拜し見えるのは、ただ父、伯母と叔母、父の姉妹のおば、兄と姉だけである。その他の禮は皆男子の冠禮と同じである。

(校)

○洪武本・成化本は、「戒賓」を「出賓」に誤る。

(関連記事)

1 司馬光『司馬氏書儀』卷二「冠儀・筭」。『事林廣記』の引用は、小字夾注を除いた本文のみ。

2 朱熹『文公家禮』卷二「冠禮・筭」

女子許嫁筭。母爲主。前期三日戒賓、一日宿賓。陳設。厥明陳

服、序立。賓至、主婦迎入升堂。賓爲將筭者加冠筭。適房、服背子。乃醮。乃字。乃禮賓。皆如冠儀。

3 『居家必用事類全集』乙集「家禮」

筭、女子許嫁筭。母爲主。文公曰、年十五、雖未許亦筭。

4 『宋史』卷一百十五「禮志十八・嘉禮六・公主筭禮」

(注)

(1) 許嫁筭——『儀禮』「士昏禮」に「女子許嫁、筭而禮之、稱字」、

『禮記』「曲禮上」に「女子許嫁、筭而字」、同じく「雜記下」

に「女未許嫁、年二十而筭禮之、婦人執其禮」、「內則」に

「十有五而筭、二十而嫁」とあるように、古禮では女子の筭

禮は男子の冠禮とは別で、むしろ結婚の準備段階とみなさ

れていた。ところが『書儀』注は「年十五、雖未許嫁亦筭」

と述べ、『家禮』注も同じ、筭禮を昏禮から一應切り離し、

冠禮と並ぶ儀禮とみなし、冠禮に準じてその儀式次第を定

めている。このような例は司馬光以前には見られない。『東

京夢華錄』卷七「清明節」に「子女及筭者、多以是日上頭」

とあるが、「上頭」は民間での冠禮を指す用語であり(前項

注2参照)、民間では男女ともに「上頭」という成人儀禮が

行なわれていたらしい。司馬光の右の處置はこのような民

間の風俗とあるいは關係するかもしれない。

(2) 主婦、女賓——『書儀』注に「主婦謂筭者之祖母、母及諸母、

嫂、凡婦女之爲家長者皆可也。女賓亦擇親戚之賢而有禮者。

贊亦賓自擇婦女爲之」とある。『家禮』は「母爲主」とする。

中堂——『書儀』卷三「婚儀上」に「主人以酒饌禮男賓於外廳、

主婦以酒饌禮女賓于中堂、如常儀」とあり、冠禮が行なわれ

た廳事(外廳)の奥の堂をいう。『家禮』注は儀式の場所に

ついて、「宗子主婦則其中堂。非宗子而與宗子同居則於私室。與宗子不同居則如上儀」と主婦の身分によって場所を分けている。

(4) 某親或邑封——「某親」は親族間の呼稱。『書儀』注に「婦人於婦黨之尊長當稱兒、卑幼當稱姑姊之類。於夫黨之尊長當稱新婦、卑幼當稱老婦」とある。「邑封」は、夫人、縣君など官吏の妻や母のもつ稱號。『書儀』卷一「家書・與妻書」に「某書達某邑封」とある。

(5) 背子——衫より袖の短い上着。『三才圖會』「衣服三」に圖がある。

(6) 首飾——『書儀』注に「謂釵梳之類」とある。簪などの髪飾り。

(7) 背——この後に「子」を補うべきであろう。

(8) 冠——この冠の形態についても、諸書に説明がない。『三才圖會』「衣服三・内外命婦冠服」にみえる冠のようなものであれば、きわめて裝飾的な冠である。

(9) 襦——『書儀』注に「襦、今之褌子」とある。襦は上だけの女性用短衣。「褌」は、宋・王楙『燕翼詒謀錄』卷五に、「中興以後、駐蹕南方、貴賤皆衣黝紫、反以赤紫爲御愛紫、亦無敢以爲衫袍者。獨婦人以爲衫褌爾」とあり、やはり衫に對して短服をいうらしい。

(10) 南面——『書儀』注に「如庶子之冠席」とある。

(11) 兄弟而已——『書儀』注に「筭祝用冠者始加巾祝字辭、去髦士攸宜一句」とある。すなわち男子冠禮の始加の祝辭から「髦士攸宜」を除いて用いる。

(12) 冠——『事林廣記』は誤って「冠」の字を脱す。

参考文献

○山根三芳『宋代禮說研究』（溪水社 一九九六年）第二章「司馬光の禮說」第二節「司馬光の禮說」に、譯がある。

（水越）